

## 「WTO と EPA」セミナー

2007年2月23日(金)

(司会) ただ今から、外務省主催、日本経済団体連合会後援の「WTO と EPA」セミナーを開会します。

本日はご多忙にもかかわらず、多数の方にご来場いただき誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます浅野小百合と申します。よろしく願いいたします。

なお、セミナーを円滑に進行するため、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに設定していただければ幸いです。皆様のご協力をお願い申し上げます。

本来であれば、ここで主催者を代表して、外務省経済局長の小田部からご挨拶申し上げる予定ではございましたが、あいにく国外出張が急遽入ってしまったため、さっそくではございますが、第1セッション「WTO の意義とドーハ・ラウンドの行方」を始めさせていただきます。

まず初めに、本日を通してコーディネーターを務めます外務省の横田国際貿易・経済担当大使、および第1セッションのパネリスト4名をご紹介します。

横田淳大使は、1971年に外務省入省。昨年9月から、現在の国際貿易・経済担当大使を務め、WTO 交渉、EPA 交渉に携わっています。

小寺彰東京大学大学院教授は、東京都立大学教授などを経て、1995年から現職にあります。WTO に関する複数の著書をお持ちです。

佐久間総一郎新日本製鐵株式会社総務部法規担当部長は20年以上にわたってWTO 案件を含む通商問題に携わってこられました。

米谷三以弁護士は、WTO 法律部法務官などを経て、2003年から西村ときわ法律事務所では通商法案件を中心に弁護士をされています。

宇山智哉外務省国際貿易課長は、1986年に外務省入省。2004年からサービス貿易室長として、そして昨年11月から国際貿易課長として、WTO 交渉に携わっています。

それでは横田大使、お願いいたします。

(横田大使)ただ今ご紹介にあずかりました横田と申します。本日は第1・第2セッションを通してコーディネーターを務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はあいにくの雨のところを、かくも大勢の皆様方にお集まりいただき、誠にありがとうございます。このセミナーを始めるにあたりまして、ちょっと私の個人的な感想を、このセミナーの位置づけとして述べさせていただきますと思うのですが、私がかつてWTO が発足する頃、1994年から97年にかけてジュネーブにおきまして、WTO 問題を担当する立場にありました。その頃を思い出しますと、いろいろなWTO の会議の場におき

まして、WTO によって作られたマルチラテラルな、多角的な貿易体制が根本である、各国がその時点ですでに多数作っておりました FTA、地域貿易協定、これは例外であるので、厳しく規律をしなければいけないと主張をしていたわけでございます。

それが、しばらく離れておりますうちに、日本に帰ってきてみましたら、日本もついに FTA の道を進むことになったということで、2002 年に、ご承知のようにシンガポールとの FTA が第 1 号として結ばれて以来、現時点ではすでにシンガポールを含めまして三つ発効しております、署名済みのももある。あと、交渉中のもも含めれば、全部で 10 いくつになるというような状況になっているわけでございます。

あとで説明があると思いますが、交渉中のもも含めて主に ASEAN という日本の近隣諸国との協定がこれまで多かったわけですけれども、新たに交渉を始めるとするのは、例えばスイスとか、豪州とかインドがありまして、これまでやってきたことと一つちょっと変えていかなければいけないのではないかと、ちょっとひねっていかなければいけないのではないかとというような転機にさしかかっているという気がしております。

その一方で、WTO のほうを見てみますと、2001 年に始まったドーハ・ラウンドが去年の 7 月、行き詰まって中断いたしまして、去年の暮れから、事務レベルの交渉は再開され、また今年 1 月のダボスにおける非公式閣僚会議を通じまして、多角的なプロセスを再開するというような合意はあったわけですけれども、依然として行き詰まった状況の中であって、その中で各国がより、やはり FTA に力を入れていくというような様子が見える。そういった一種の転機にもあるんじゃないかと思えます。

そのような背景を受けまして、このような機会を持ちまして、WTO と EPA / FTA について意見交換を行い、関係者、われわれを含めて全員の理解を深めるというのは大変いいことではないかと思つた次第でございます。

それでは第 1 セッションに移りたいと思つますけれども、その前提といたしまして、簡単に私どもが考えている WTO の位置づけ等について申し上げたいと思つます。

わが国政府は WTO と EPA について、WTO が主であつて EPA がそれを補完するものと位置づけて、その両方を進めているところでございます。WTO はもちろん貿易に関するグローバルなルール作りをやっているわけでございますけれども、その根本には、WTO メンバー同士では差別をしない、同じ待遇を与えるというルールと、外国品と国産品との間で差別をしないという基本的な二つのルールがあるわけです。そういうルールの中で貿易を進めていくという体制であるわけですが、こういうような側面というのは EPA の枠組みの中では達成し得ないというふうに思つています。

従いまして、国際貿易から多大な恩恵を受けている日本といたしましては、WTO を中心とする多角的な自由貿易体制を維持・強化するのが基本的な政策としてあるべきだということに思つている次第でございます。

一方、EPA / FTA というのは、その多角的貿易体制、自由貿易体制を補完するものとして、わが国の対外的な経済関係の発展や経済的利益の増進などに寄与するものであり得ま

す。さらに、わが国の外交戦略上、有利な国際環境を醸成することにもつながり得るのではないかというふうに思っている次第です。

WTO のドーハ・ラウンド交渉は、先ほど申しましたように、本格的に再開されることになり、それを受けまして、今まさにジュネーブで各種の協議が進められておりますとともに、いわゆる二国間で、主なプレイヤーの間で静かな協議が進められているという状況にあります。その協議はだんだん、私が見ているところ熱を増してきまして、今まさに、3月、4月、5月あたりのことも念頭に置きながら、果たしてブレークスルー、膠着状態からの脱却を図れるかどうかという大事な段階を迎えているように思っております。

一方、EPA / FTA の現状に目を転じますと、ある時点から、その数は急激な増加を見せているわけでございます。お手元にお配りした資料の中で、EPA / FTA の数について表が載っているのがあります。外務省国際貿易課長宇山の名前が付いております資料の一番最後のページをご覧くださいますと、93年あたりを境にしまして、急激に数が伸びているということが見受けられるわけでございます。

わが国も、先ほど申し上げましたようにシンガポールを皮切りにいろいろ進めてきた。現在では、ASEAN 全体との EPA、それから GCC という、湾岸諸国との EPA、インド、豪州、スイスといった国々と交渉中、ないしは交渉を開始しようとしているところであります。

それが前段の背景でございますけれども、第1セッションにおきましては、このような状況を受けまして、WTO の重要性というものはどこにあるのか。それから、FTA と比べまして、その比較優位とは何かということについて、様々な議論をパネリストの方々からいただきたいと思っております。そして、WTO の意義を再確認した上で、ドーハ・ラウンドの交渉の現状を俯瞰して、ラウンド交渉の今後の行方を展望したいというふうに思っております。

さらに続きまして第2セッションにおきましては、WTO 協定に統合的な地域貿易協定というのは何かという点についても若干掘り下げながら、今後の EPA 交渉の方向性について議論を行いたいと思っております。第2セッションにおきましては、まず日本がこれまで結んできた EPA の特徴と成果というものを振り返りまして、今後、開始されるさらなる交渉の中で問題となってくる点はどういう点なのか。それから、それらが WTO との規律の関係でどういう位置づけにあるのか。さらに先ほど少し申し上げましたように、どうも交渉する相手の種類が違って来るんじゃないかということから、どういうふうな問題が新たに生じるんだろうか。さらには、純粹の二国間というよりは、日本とあるグループ、国のグループとの協定というふうな形もいろいろ提案されているところでございまして、例えば日中韓の FTA を推奨する方々もおられれば、アメリカが打ち出した APEC ワイドの FTA という構想もあるわけですが、それらについて、いったい日本としてどう考えたらいいのかというような点についても議論をしていただければというふうに思っております。

ちなみに、議論する大前提として、用語について認識があまり違ってはまずいと思っておりますので、少し申し上げますと、私どもとしては、EPA というのは FTA の要素も含むけ

れども、その純粋 FTA 以外の要素も加えた幅広い協定という意味で使っております。では FTA の要素は何かと言えば、FTA というのは GATT にありますように、GATT の基本原則、WTO の加盟国については同等に扱わなければいけないという基本原則の例外を作ってもいいということで、GATT の 24 条に決められているものですが、そういう特別な地位を与えるということの内容とする協定。WTO になりましてからサービスもカバーされますので、サービス協定の 5 条にそういう、GATT の 24 条と同じ性格を持つ条文がありますけれども、それらに基づいたものを FTA と言っており、そのほかにさらにいろいろな要素を、知的財産とか、あるいは協力といったものまで含めてのものを EPA と呼んでいる次第でございます。

そこでまた本題に戻りまして、本日のセミナーにはパネリストとして経済界や学会等から第一線で活躍されている方々の参加をいただくことができました。また、私どもとしては大変嬉しいサプライズなわけですが、非常に多くの方々からの反響もいただいて、多数の方々に参加いただいたということで、質疑応答を含めて活発な議論ができれば大変幸いというふうに思っております。

それでは第 1 セッションに移らせていただきたいと思います。第 1 セッションにおきましては、すでにご紹介がありましたけれども、東京大学の小寺先生、新日本製鐵の佐久間部長、西村ときわ法律事務所の米谷先生にご参加いただいております。それとともに外務省からは国際貿易課長の宇山が出席しております。

この第 1 セッションにおきましては、まずパネリストの方々から、それぞれ 5 分から 10 分の範囲内で発言をいただいて、その中で問題提起をいただいて、その上でもう一巡、パネリストの方々に討論いただいた後で、最後にフロアの皆様との質疑応答を行いたいというふうに思っております。

では、まず外務省の国際貿易課長の宇山に、全体像として口火を切ってもらいたいと思いますので、宇山課長、よろしく申し上げます。

(宇山課長) それでは最初、若干、事実関係とかバックグラウンドのご説明も兼ねまして、短時間ご説明をさせていただきたいと思います。スクリーンにも出ておりますが、お手持ちの「WTO と EPA セミナー 第 1 セッション WTO の意義とドーハ・ラウンドの行方」と書いてある資料をご覧くださいと思います。

それでは第 1 ページ、お願いします。今 WTO の交渉は、ドーハ開発アジェンダ、DDA というふうにしております。ご承知の方も多くおられると思いますが、このラウンドは農業、鉱工業、サービスの自由化のみならず、貿易円滑化、この内容は後でまたご紹介しますが、それからアンチダンピング等のルールの策定、強化なども含んだ包括的なラウンドであると。それから特に、WTO が発足した 1995 年以降、途上国のメンバーがどんどん参加をして、今 150 ぐらいのメンバーシップになっているんですが、途上国の声が非常に強いということで、貿易を通じた途上国の開発、これが最重要課題の一つになっております。

GATT が 1947 年にできましてから、ケネディ・ラウンド、東京ラウンド、ウルグアイ・ラウンド、ドーハ・ラウンドと、多角的な貿易交渉というのがだんだん、一つには国の数が増えていっている。もう一つには、カバーするアジェンダがどんどん広がっているというのが見てとれるかなと思います。

特にウルグアイ・ラウンドでは、これまで扱っていなかった農業に加えまして、サービス、知的所有権というものが入っておりますし、それから紛争処理もよりシステムティックな協定が、紛争処理の了解というのができた。さらにドーハ・ラウンドはそれに加えて、貿易円滑化等が加わっているということでございます。

それでは 2 ページ目をお願いいたします。今どういうふうな分野をやっているのかというのを、ごくかいつまんでご説明をさせていただきます。大きく分けて市場アクセスの交渉と、その他の交渉というふうに分けて考えることができるのではないかというふうに思います。

市場アクセスに関する交渉は、農業、それからそこに NAMA と書いてありますが、これは非農産品の市場アクセスの交渉でございます。この二つはいわゆる物品を対象としたものでございまして、主に関税の引き下げという伝統的な関税引き下げ交渉というものが中心になっておりますが、農業はそれに加えまして補助金等の扱いについても、補助金の削減による貿易、歪曲的な取り扱いをなくしていこうというものもやっております。もちろん非農産品の市場アクセス交渉も、関税の引き下げ・撤廃に加えまして、非関税障壁の問題も扱っております。

サービスにつきましては、これはウルグアイ・ラウンドに発足したサービス協定に基づきまして行われているものでございまして、サービスと言いましても、いろいろなものがありますが、弁護士さんとか会計士さんのような形のサービスもありますし、金融、銀行とか証券業務とか、そういうものもありますし、建設などもサービスというふうに位置づけられておりますけれども、こういった様々なサービス分野の国境を越えた提供というものが取り上げられている。その時に生じるいろいろな障害、例えば支店を作ったり子会社を作ったりするときにはいろいろな規制がある。こういうものを取っ払えないかというふうなことを交渉しております。

それから、市場アクセス以外の交渉といたしまして、開発、ルール、貿易円滑化、それから知的財産権、貿易と環境といったものがございます。開発は先ほど申し上げましたように、途上国がこれほど多い中で、単に市場を自由化するというだけでは、先進国の市場がどんどん開いていっても、やはり輸出できる物を作る能力がなかったり、それから輸出に際しているいろいろなインフラがなかったり、それから人材育成が必要だと、そういうことを途上国側が訴えておりまして、そういったものにどういうふうに対応するか。これは、実は WTO だけでやるのはなかなか難しいわけですが、そういう問題もあるし、それから途上国との関係では、やはり先進国と同じ自由化を求める、同じ義務を求めるというのはなかなか難しいということで、義務も先進国と途上国、それからその下の LDC との関係

で、少しやはり差を設けてほしいというような要求も取り扱っております。

それからルールにつきましては、これはアンチダンピング、補助金、地域貿易協定、それぞれについて加盟国が守るべきルールは何かということを交渉しております。

今度新しく始めました貿易円滑化というのは、これは物流の迅速化ということで、貿易手続きについて効率化・合理化・迅速化ができないかという観点から交渉を行っております。

知的財産権、これは地理的表示というふうにあります、ある地方の特産品については、その地方の名前を付ける。それ以外の人は付けてはいけません。シャンペンなんていうのはよくご存じだと思いますが、そういったものを国際的に保護していきたい。今、ワインとかスピリッツといったお酒についての多国間の通報制度というものを作ろうじゃないかということ議論しているところでございます。また、この範囲を広げたいという主張もございます。

貿易と環境ということで、やはり環境問題の高まりを受けまして、これが貿易にどういふふうに影響を与えるのかということ。それから、環境に係る物品・サービスの自由化を少しリストアップして、優先的に進められないかというふうな議論が行われております。これはいずれも一つ一つ論点はものすごくたくさんありまして、かなり多くの分野にまたがっているというようなことはご理解いただけるのではないかと思います。

それでは、次に移らせていただきまして、いま現状はだいたいどういうものが大きな焦点になっているのかということ、それから先ほどコーディネーターの横田から申し上げましたように、WTO と FTA / EPA、どういう優位性があるのかということ、最後に簡単にご説明させていただきます。

3 ページをお願い致します。今の WTO 交渉の現状、先ほど横田のほうからかなり説明がございましたけれども、2001 年から交渉が開始されておまして、それぞれの分野でいろいろな展開があったわけです。一つにはやはり農業というのが一番大きな問題で、なかなかここが突破できないと大きな進展ができないということだったわけですが、去年の 7 月に向かひまして、かなり本格的な、閣僚レベルの交渉が少数国、特にアメリカ、EC、日本、ブラジル、インド、豪州の 6 か国の交渉がかなり頻繁に行われておったわけですが、昨年 7 月に、なかなかこの展望が開けないということで、しばらく交渉は中断したほうがいいんじゃないかと。これは、実はアメリカの中間選挙がその年の 11 月に予定されておったというような事情もあったのではないかとされておりまして、そういうことで交渉が一時中断をして、冷却期間を設けるということになったわけです。

その間、二国間でそれぞれ関心のある問題を議論しようということで、どちらかという水面下での二国間の話し合いが行われておまして、今日に至っております。それから、これも先ほど紹介ありましたが、去年の 11 月からはジュネーブでの、多国間の会議も実務レベルのものからだんだん開始していこうということになりまして、今年の 1 月のダボス会議で本格再開をしようということになったわけです。

ただ、今も本格再開と申しまして、昨年前半に行われたような閣僚レベルの少数国の会合等はまだ行われておりません。現在、いろいろな形で二国間の議論・調整等が行われているという状況でございます。

今後、一つの節目になるのが、農業、それから非農産品の関税、交渉の関係で、関税に引き下げとか補助金の引き下げを、ある一定のルールに基づいてやろうという、そのルールをモダリティと呼んでおりますが、このモダリティがまず合意ができるかどうか。いつ合意ができるか。これが突破できると、残りの問題は最終交渉に向かって集中的に交渉をしていくということになるかと思えます。

現在、今後の、いつに向けて、どこを期限に交渉するのかというあたりは、必ずしも明確ではございません。今いろいろな形で、まずはどういうことができるのかということを実験的に模索をしているという段階に入っております。

4ページをお願いいたします。先ほど申し上げましたコアになる論点、これを簡単に図式化しておりますが、一つは農業でして、農業は、アメリカ、オーストラリア、ブラジルというようなところが輸出関心国で、それに対して守るほうが、EC、日本、インドといったような国でございます。これは主に関税の引き下げの要求になっております。それから、国内の補助金の削減も要求しております、これはどちらかということ、アメリカがその要求水準を下げるということに、かなり苦労している。主にこれは議会との関係もあるわけですが、それ以外の国は、アメリカに対して国内支持の削減というものを要求している。

それから非農産品につきましては、これは先進国はもうすでに、これまでのラウンドでかなり関税を下げてきておりますので、どちらかということ残っているのは途上国に高い関税が多いということで、先進国と途上国の対立というふうな図式になっております。これが、攻守ところを変えて複雑に絡んでおります。これ、全体として見て、バランスの取れたものになるということを目指しているわけですが、なかなかこの方程式は複雑で解きにくいということで、いろいろな交渉が行われているということです。

5ページをお願いします。WTOのメリットというのはそこにありますように、最恵国待遇、すべての加盟国に同等の貿易条件を与える。それから内国民待遇、輸入品と国産品を同様に扱うということで、世界経済の発展、国際秩序の維持、「法の支配」の確立ということで、役割を果たしてまいりました。

WTOはやはり中核であるというふうに考えております。ただし、その例外として位置づけられているEPA/FTA、これも補完的な役割を果たしているというふうに思っております。

6ページをお願いします。それぞれどういうふうな優位性があるのかと。これはまたいろいろご議論いただきますので、ここは簡単にさせていただきますけれども、やはりWTOの優位性は無差別を原則とするグローバルなルールの策定。もう一つは、二国間交渉ですと、どうしても相手とこっちはありませんが、WTOだと対立案件でも、ほかの国が聞いてい

ますので、交渉におきましても紛争処理におきましても、第三国の介入というのがあって、より客観性・公平性を担保できるというメリットがあるのではないかと考えております。

FTA の優位性というのは、WTO はどちらかというとはやはり時間がかかる、交渉に時間がかかるということですが、FTA はやはり速いスピードで交渉が決着できる。これは必ずしも、できる場合があるということで、いつもできるわけではございませんが。それから、二国間に特に関心のある事項が実現できる。それから、より深い協力関係が作れるというようなことです。その例示は、それぞれ WTO、FTA に得意とできる内容はこういうものがあるのではないかとということで挙げさせていただいております。

すみません、時間を超過してございまして失礼しました。以上でございます。

(横田大使) それでは次に、佐久間部長にお話をお願いしたいと思います。

(佐久間部長) 今ご紹介にあずかりました佐久間です。資料がありませんので、お話だけということでもよろしく申し上げます。

WTO 制度そのものの重要性というのはもう疑問の余地がないというふうを考えています。例えば中国、WTO に加盟したのが 2001 年の 12 月。ですからその以前と加盟後で、日本企業の中国に対する対応というのはどう変わったかと、こういう点を思い起こせば明らかではないかと思えます。

鉄鋼の例で言いますと、1999 年 6 月に中国政府が全鉄鋼製品の総量輸入規制というのを実施しました。その総量すべてですから、その中にブリキという、缶コーヒーなんかの薄い鉄板、スズメッキしてるものですが、その原板も入っていた。私、新日鐵にいますが、その新日鐵の工場というのが広州にありまして、この薄いブリキというのは日本でしか作られないということで、全量、その材料の原板は日本から持っていった。ところがそれがその総量輸入規制に引っかかって十分入れなくなったということで、工場が 6 か月止まりました。大変ひどい目にあったわけです。ただこれは、中国としては国内の鉄鋼需給の引き締めを目的としていますし、当時の中国の法律、あと国際法に照らしてまったく問題がない。合法的ということで、われわれが取った策というのは、もう最初から最後まで頭を下げてお願いをしたということに尽きるわけです。

その後中国は WTO に入りました。いま同じことをやれば、これはもう明々白々な WTO 違反でございますから、最初はやはりわれわれ、お願いすると思えますけれども、最後は、要はもう「出るところに出ようじゃないか」と、こういう話になる。こういうことでございます。

このように WTO のルールというのは、その内容の高度さ、広がり、150 か国あるとかそういう話のほかに、やはりルールとしての強力な拘束力と是正力、これが非常に際立っていると思えます。特に企業の立場から言えば、先ほど言いました「出るところに出ようじゃないか」と言える力、つまり WTO の紛争処理メカニズムに基づく強力な拘束力、あと是正力、これを非常に高く評価しているということでございます。

ルールというのは、いくらいルールがあったとしても、相手国が守らない、守るか守

らないかわからない、こういうルールでは企業としては、それを前提に投資や商売はできないということで、われわれとしては WTO というのは非常に頼りがいのあるルールだと思っています。実際われわれの少ない WTO 紛争のケースから言っても、あのアメリカですら 1916 年アンチダンピング法についてはその廃止のために立法措置までした。あと鉄鋼で言えばセーフガード措置。これも結果的には撤廃に至った。こういうことで実績もそれを示しているのではないかと思います。

これに対して FTA / EPA もちゃんとバインディングだし、仲裁もあるし制裁措置もあるぞと、こういう話もあるかと思っています。ただ、これはまず事実として制裁発動が非常に少ない。NAFTA の例で言っても、制裁措置というのは私の知る限り 1 件もない。あと、いわゆる紛争、20 章ですね、それで紛争処理に行ったケースも 3 件ぐらいしかない、ということなんです。

それはなぜかなと考えてみると、非常にざっくりばらんな話をすれば、二国間の争いというのは夫婦間のけんかのようなもので、なかなか持っていくところがない。何となくなあなあで終わってしまう。そういうような不安がわれわれ、紛争というのは国対国ですから、企業としても第三者でありますけれども、そういう不安というのがあります。ただ、FTA とか EPA に入っている投資は、投資家対政府の争い、紛争処理というのが入ってますので、これはちょっと話が違って来るかと思っています。

あともう一つ非常に重要なことは、構造的な問題がある。つまり制裁措置というのが拘束力・是正力の源だ、こういうことでございますけれども、では制裁は何かというと、その協定で新たに認められた自由化がなくなるということですから、非常に大きい自由化を達成した協定は制裁力が大きい。小さい自由化しか達成してなければ大したことがない。こういうことになってしまいます。

これは今の EPA で言うと、日本が結んでいる EPA、日マレーシア、日シンガポール等々いろいろありますけれども、関税について言えば、その貿易額で言うと 9 割以上は関税譲許は 10 年以内に撤廃、こういう内容になっています。即時撤廃ではありません。10 年以内に撤廃。ということは、これらの協定に反した時の制裁措置というのは何かといえば、10 年後に撤廃されるものがなくなるというだけなわけです。

一方 WTO であれば、当然、もし制裁ということになれば、その違反影響に見合っただけの関税を即、非常に高い関税を設定できる。ということですから、やはり構造的にもそういう問題がある。どうしても FTA というのは WTO に比べれば、かなり自由化度は小さいということからすれば、これはしょうがないという面もあるかと思っています。

こういう、非常に重要な WTO ですから、そのさらなる改善、さらなる進化を求めている DDA への期待というのは当然、非常に大きいものがあります。われわれとしては、ぜひ速やかな妥結をお願いしたいというふうに思っています。その具体的な中身というのは、先ほどご紹介ありましたように多岐にわたっていますが、詳細は日本経団連の貿易投資委員会のいろいろな提言の中で整理されていますので、ご興味ある方はその詳細をホームページ

ジ等でご覧になっていただきたいと思います。

やはり基本は、非農産物の関税の引き下げがあると思います。これはまだまだEUや米国の商用車等々、非常に関税が高い物もありますし、鉄鋼について言えばマレーシアなどは50%の関税というのがかなり残っていたり、そういう、まだまだ高い関税がある。サービスについても非常に多くの要望があります。あと、ルールについては先ほどありましたけれども、その中でもアンチダンピング。この規律強化というのが非常に重要。あと貿易円滑化。これはかなり地味ですけれども、やはりこれもぜひ協定の合意というのが望まれているというふうに考えています。

ただ、われわれ経済界としては、WTOの交渉が非常に難しくなってきたということはよくわかっておりますので、そういう意味では今は現実論としてFTAへの期待というのがますます高まっている。企業の立場からすれば、WTOとFTA、どっちがいいかというのは、基本的に方法論としては興味がない。どちらでも、とにかく自由化が進めばいいということで、逆にFTAが進んだことによって何か問題があるかということ、いろいろスパゲッティボール何とかと言って問題視する人がいますが、少なくとも私の実務の経験から言って、そういう話はあまり感じたことがありません。自由化されればされるほどいいということではないかと思います。ただ、WTOでカバーしてない投資とか、そういうのがありますから、そういうものはぜひEPA/FTAでやっていただきたいというふうに考えています。

最後になりますけれども、自由化を進める方法としては、DDA、あとEPA、それに加えて非常に重要なのがやはり加盟国・地域の拡大ということだと思います。規模的に言っても、中国の加盟、ロシアの加盟、ベトナムの加盟、こういうものがビジネス的には、短期的に言えばDDAより大きいかもしれない。特に中国、ロシアとなると非常に大きいものがあると思います。

もう一つ加盟交渉が非常に重要な点は、新規に加盟国が認められる時には加盟条件についてコミットをするというプロセスがありますが、その中では、必ずしもWTOにカバーしてない領域というのがかなり入ってきている。例えば中国であれば、中国の加盟の時には投資、これはサービスに関係ない投資まで、ある時まで外資についてこう自由化するとか、あと輸出関税、これもあるレートまで、ある品物についてはあるレートまでということコミットしています。

ということで、われわれとしては、例えばベトナム。日本とベトナムのEPAというのは当然、投資協定という話はもうすでにありますけれども、ベトナムの加盟のほうが非常に広汎なものを当然ベースとしてカバーし、なおかつそこに、先ほど言いましたいろいろなものが入ってくるという点からすれば、極めて重要。

ただ、ここは私どもの反省も含めて言えば、どちらかというDDA、EPAというのは非常に関心があって、国民的にも議論が尽くされている。ところが加盟交渉というのはなかなか、よくわかっていない。あと、関心がないからフォローしてないというところもあります。ただ極めて重要だと考えているので、われわれとしても、今後フォローしていかな

ければいけないというふうに考えています。以上です。

(横田大使)ありがとうございました。それでは、一巡したいと思いますので、米谷先生、お願いします。

(米谷弁護士)米谷と申します。

WTOのメリットということで3点、申し上げたいと思います。1点目は、MFNベースでの関税の引き下げということであり、2点目は国内政策を扱えるということ、3点目は、いま佐久間さんがご指摘なさいましたとおり、強い紛争処理メカニズムがあるということであり、

まず1点目、関税のことから申し上げますと、WTOにおきましては、申し上げるまでもなく皆様ご承知のとおり、MFNの原則で関税を引き下げることになっております。したがって、企業としてはどこで製造するかを決定するにあたり関税の問題を考える必要がないということであり、

これに対してFTAあるいはEPAの場合には、関税免除を与える相手方の国の原産のモノだけに関税免除するということになっております。相手方の国の原産であることを認める要件が緩いと、ほかから持ってきた部品をそこで組み立てて持ってくるだけで、それも関税免除だということになっては困るので、ある程度、相手方の国で製造工程を経ていなければいけないということである程度厳しい原産地規則を定めるということになります。しかし、逆に、原産地規則が厳しく、例えば日メキシコであれば、メキシコで部品調達を相当しなければいけないということになると、関税免除の要件を誰も満たせないで、日本製の部品を使用した場合もメキシコ原産と認めるということで累積の規定が入っているわけであり、

先ほど佐久間さんは、スパゲッティボール現象はあまり影響がないということをおっしゃいました。そういう企業も多いかとは思いますが、しかし、FTAなりEPAの相手国以外の国からも部品を調達しており、あるいは相手国以外の国からも部品を調達することを考えたいという企業にとっては、累積原産地規則というのは、そこで日本から輸出する部品を使わなければならない、相手国で調達できなければ、日本から持っていくしかいけないということになりますので、その意味で、やや手足を縛られているところがあるかと思えます。EPAの相手国以外の国からも調達したい、世界的にグローバルに調達をして生産した産品を世界中どこへでも輸出するというのを考えている企業にとっては、やや不十分なところがあるのではないかと思います。

このデメリットは、もちろんEPAの域内の貿易自由化のメリットと裏腹の関係にあります。どちらを優先して考えるのかという選択の問題ではありますが、FTAというのは、基本的にはその中の経済活動を優先することになるわけで、場合によってはそれが行き過ぎていることはないのかを考える必要があると思うわけです。それがMFNでない関税引き下げの問題であります。WTOのほうは、MFNベースでの関税引き下げですので、こうした問題はほとんどないということです。

2点目は国内政策に関してですが、ご案内のとおり WTO には、SPS 協定ですとか、あるいは TBT 協定、あるいはそのほか内国民待遇義務を始めとしまして、国内政策に関する様々な規制が入っております。

これは、一つにはその歴史の長さもあるかと思いますが、WTO については、世界的な経済効率化を達成するという高い理想を掲げておりますので、国内政策に立ち入って規律するということが受け入れられているのではないかと思います。

WTO 以外にも、そのような国内政策、あるいは国内規制と言いますか、そういうルールに関わる国際機関というものはたくさんあるわけで例えば規格作りでは ISO がありますし、ほかにも ITU だとかいろいろあります。そういった国内政策に対する規律は、なかなか FTA では作れません。FTA でこういう問題に厳しいルールを作るということはできないということでもあります。

ただ、FTA の中でも、WTO のような国際的フォーラムでの日本の活動をファシリテートするようなことはできるのではないかと思います。例えば、WTO にしろ ISO にしろ、国際機関ないし国際的フォーラムでの活動というものは、所詮は多数決で決まるところがあるかと思えます。その意味では、日本政府、あるいは ISO ですと日本の企業が、国際的フォーラムにおいて交渉力をどうやって高めていくかということを考えた場合、国際的フォーラムにおいていわゆるフレンズ国を増やしていくことを念頭において、FTA の中で恒常的な政策協議の仕組みを置くとか、官民あるいは民間同士の話し合いをファシリテートするような仕組みを作っていくというような FTA の使い方があっていいのではないかと思います。

実際 WTO の交渉を見ていて、例えば EU だとか ASEAN だとか、あるいはメルコスールだとか、そういうところはグループとしてまとまって行動していて発言力も高いということがあります。WTO と EPA とを選択の対象として考えるのではなく、両者、WTO 及び EPA における活動をリンクさせていくことを考えていくべきではないかと思います。

3点目は、紛争処理メカニズムであります。これはご案内のとおり、WTO では紛争処理メカニズムがかなり司法化された手続きとなっており、非常にたくさんの案件を扱っているという実績があります。佐久間さんご紹介されたとおり、FTA において取り扱われた案件はあまり多くありません。NAFTA とか、あるいはメルコスールでは若干あるようですが、それ以外の FTA では珍しいと思います。

これは一つには、イリノイ大学のデイビー教授等が分析されておりますけれども、一つには、政治的な中立性ないし規範の正統性で、FTA というのは言ってみれば二国間の契約ですので、それが弱い。WTO のほうはマルチ、多国間の合意でありまして、しかも世界経済の発展・効率化という理想を掲げているわけですので、その意味で、規範としての正統性がおそらく高いのではないかと思います。もう一つはインスティテューショナルな問題ですが、WTO のほうは事務局がきちんとあって相当人数がいて、そのパネル、紛争処理メカニズムを専門に扱っている事務局員でも 20 名程度おりますし、それ以外のスタッフもい

るということであり、これに対してなかなか FTA ではそういったスタッフを見つける、あるいは常時置いておくということが難しいということがありまして、そうするとパネリストがすべてやらなければならないわけですから、クオリティの高い判断を確保する制度が整っていないとも言えますし、したがってそういうところに判断を委ねることを政府が躊躇するというところもあるかと思えます。

こういった WTO のように整った紛争処理メカニズムというのは一朝一夕にできるものではありません。その強制力というものは歴史的に蓄積された一種の財産であって、同様の仕組みを FTA でも実現するのはそう簡単ではないであろうと思えます。EU では EC 裁判所がありますけれども、そういうものを作り上げるには時間がかかるということがあります。ただ司法的な手続きとなっている WTO とは逆に、FTA では、二国間でじっくり話ができるわけですから、その辺でも住み分けというものがあっていいのではないかと思います。

3点申し上げましたけれども、いずれにしても、WTO と FTA というのは、目的としているところも違いますし、それから制度的な特質も違いますので、どちらを取るかというものではなくて、当然、両方を追求していかなければいけないだろうと思えます。さらに、現状においては、どちらかということ、日本にとって WTO と FTA との相互の有機的な関係をどう考えているのかがやや見えにくいような気がいたします。先ほど申しましたような WTO 交渉における仲間作りに FTA を利用するとか、そういったところで有機的な関係を保って、強化していくということが考えられていいのではないかというふうに思っております。以上です。

(横田大使) ありがとうございます。それでは、最後になって申し訳ないんですけども、小寺先生、お願いします。

(小寺教授) 小寺でございます。もうほとんどのことは、お二人からお話が出ましたので、私なりに整理をしたいと思います。

私の整理の第1は、WTO・DDA(ドーハ開発アジェンダ交渉)を EPA との比較においてどう見るかということです。もう一つは、WTO・DDA と、WTO 自体の意義というものは分けて考えるべきだろうということです。

すでにお話があったのですが、WTO の性質についてお話しします。EPA 交渉を 2000 年ぐらいから始めた頃は、EPA が WTO に代わるものだとか、WTO があれば EPA は要らないとか、そういう議論があったんですが、結論を申し上げますと、両者は違う役割を果たすということです。今まで佐久間さんや米谷さんがおっしゃったことにつながるわけです。同じところはどこかということ、マーケット・アクセス(市場アクセス)の拡大です。具体的に言えば関税を下げる点は共通しているわけです。ただし、やり方が違うということはずすでにお話があった点で、したがってここでは類似していると表現します。

違う点、これも今までお話があったのですが、私の言葉で言いますと、WTO は国際社会におけるルールメイキング(法制定)の役割を果たし、それに対して EPA は契約関係を設

定するということです。こういう整理をすればわかりいいだろうと思います。

したがって、EPA でルール・メイキングすべきだというようなことをおっしゃる方がいらっしゃるのですが、これには限界があります。むしろ考えるべきことは、友好関係の増進や関係の緊密化であり、このことにこそ重点を置くべきであると思います。先ほど、佐久間さんから夫婦間というような話もありましたけど、そういう関係を作るのだということです。したがって協力的な要素を付加することはどんどんやっていいと思います。

当初 2001 年に始まった頃は、日本政府の中にも、アメリカのようなやり方がいいという声があったのです。これは友好増進よりもマーケット・アクセスに強調点を置く考え方で、しかし、このやり方は日本にはふさわしくない。むしろ日本としては、仲間作りを契約によって図っていくという姿勢でやればよいと思います。

したがって、高水準という話がありましたけれども、そういうことは考えないで低水準でいけばいいというのが私の EPA の基本的な考え方です。EPA の話は今回はこれ以上はやりません。

次に DDA の焦点であります。DDA について、これもすでにお話があったように、数次のラウンドを経てきております。このラウンドも二つに整理ができます。一つはルール・メイキングに重点を置くラウンド。もう一つはマーケット・アクセスに重点を置くラウンドです。

ラウンドには、いつもこの二つの要素はありますが、どちらの要素に重点を置くかという違いがあるわけです。ウルグアイ・ラウンドはルール・メイキングに重点が置かれていました。それに対して現在の DDA は、マーケット・アクセスに重点が置かれている。それは先ほどご紹介があったように、農産品アクセスと途上国工業品関税の引き下げが交渉の中心になっていることをお考えいただければわかるわけです。

実はほとんど交渉が進んでいないのですが、サービス貿易の自由化という議題もあります。これは今回のラウンドでは、私は、やらないほうが良いと思っているのですが、これもルール・メイキングではなく、サービス分野のマーケット・アクセスの拡大です。

DDA に時間がかかっているのはなぜかということ、もう何度もラウンドをやっていますから、簡単に自由化ができる場所はもう済んでいるわけです。自由化を今まで十分にできなかった分野、例えば日本の農産品のような分野が残っているわけですから、この交渉が時間がかかるのは当たり前の話です。時間がかかって困るという議論はあるのですが、仕方がないのです。

ラウンドは、重ねていくにしたがって、かかる時間は長くなっています。出されている問題が難しくなっているのですから、これは仕方がない。では日本は早く進めることに利益があるのか。そんなことはあんまり考えなくていい、別にそんなに早く交渉を終わらせなくてもいいというのが私の考えです。

それはなぜかといいますと、日本にとっての WTO の意義については先ほどから縷々解説があったわけですが、国際貿易における安定性や信頼性の向上ということが日本にとっ

での最大の意味です。すでに、相当細部にわたるルールはできておりますし、非常に信頼性の高い紛争解決手続きがもうできている。これはもう佐久間さんや米谷さんから詳しく説明があったところであります。日本がアメリカを相手に、アメリカがやっていることがルール違反だと言って是正させたことが WTO 発足前にあったか。こんなことはありません。日本はいろいろアメリカから文句を言われて制度を変えてきましたけれども、日本が逆にアメリカに対して、「出る所に出よう」と言い、そしてアメリカの制度を変えさせたなんてことは、WTO 発足前にはありません。WTO 発足後は WTO 紛争解決手続きを使ってどんどんこれをやっているわけです。こんな便利なものはないわけです。

つまり、日本にとって何が重要かということ、DDA 交渉の進展ではない。むしろ WTO 体制の維持こそが日本にとっての最大の利益なのです。なぜかということ、先ほどの交渉項目を見ていただければわかるんですが、農産品アクセスの拡大の中の、輸出補助金は E U の問題です。また国内支持はアメリカの問題です。そして上限関税は E U と日本の問題です。輸出サイドで見ますと、日本がアメリカや E U に対して何か輸出できるのか。農産品で大量に輸出できるものはないわけです。

途上国工業品関税の引き下げはどうかということ、これは EPA を結んでいけば解消していくわけです。先ほど佐久間さんから、マレーシアの鉄鋼には 50% 関税がかかっているという話がありましたけれども、日マレーシアの EPA でどこまで解決したかについては記憶が定かではないんですが、これは EPA 交渉で解決させようと思えばできます。

ということは、これらの問題で、日本がいわば「攻める」ところはないのです。攻められることはあるわけで、農産品の上限関税ですね。コメを中心とする農業については、交渉がゆっくりいったほうが、日本の農業界の意識も徐々に変わっていくということがあるのだと思っています。また、日本の農政の舵も徐々に変わってきていますから、交渉はゆっくりやった方がいいんじゃないかと思います。

ただ、DDA 交渉が進まないことによって、WTO 体制の信頼性が失われるということになると、これはよくないわけでありまして、WTO 体制の信頼性が維持できる程度に DDA 交渉をやれば良いというのが、私の考えです。

では日本は何をやるか。マスコミの方も一般の方も、さあ日本がリードをしろというようなことを勇ましくおっしゃるんですが、日本が主導権を握れる場面というのはほとんどないんです。率直に言うと、今どこでスタックしているかということ、アメリカです。E U の輸出補助金の問題はほぼ解決しました。アメリカの国内支持、要するに国内で補助金を出しているんですが、これが下げられないわけです。下げられないから、上限関税についての要求を下げれば良いのですが、これは非常に強い要求を出しています。したがってアメリカが、こういう姿勢を変える必要があり、いつ変えられるかが問題です。私は、政権交代にならないと無理だというように見えていますので、2009 年、2010 年あたりまで DDA はかかるように思います。

日本はどうすべきかですが、交渉がまとまる時に変な干渉が外から入って、交渉がまた

変になるということを防げばいい。そういう意味では、2005年に日本が途上国に対して「開発イニシアティブ」を発表して、後発途上国からの産品について関税撤廃を提唱したわけです。こういうことはどんどんやるべきだろうと思います。

ドーハ開発アジェンダの焦点は、先ほど申し上げた三つのマーケット・アクセスに絞られたわけですが、以前はもっともっといろいろな問題がありました。NGOの問題あり、途上国の様々な問題あり。つまりいろいろな問題があったところからこの3点に集約してきました。これが現在までのDDAの最大の成果です。つまり、交渉の先が見通せるようになってきた。アメリカがのむかのまないかが交渉の最大の焦点だということになってきたということは非常に重要なわけですし、そういう環境整備に日本が一役買ったことが重要な点なのです。

日本のコメを始めとする上限関税で、日本が譲れば問題が解決するみたいな論調がありますがけれども、絶対にそんなことはありません。アメリカやEUの交渉というのは、日本が何を言ったところで、それに耳を貸すような交渉ではないということを最後に申し上げ、あまり元気の出ないまとめになったんですけれども、とりあえず私の発言はこれで終わります。どうもありがとうございました。

(横田大使)ありがとうございました。大変にプロボカティブで刺激的な発言で、非常に面白かったと思います。おっしゃった論点の中で一つ、低水準のものでもいいんだという点については、第2セッションのほうでむしろGATT24条の規律はどういう意味を持つのかということとの関連で、もう少し詳しく取り上げてみたいと思っております。

今までの議論について私が感じているところは、WTOの比較優位というか、WTOでしかできないことがある一方、EPAでもってさらにできることもあるというようなお話で、どちらかが優位であるというような、あまり比較がなかったというふうに思うんです。私自身が言っておきながら人に質問するのも変ですが、私は冒頭、日本政府としてはWTOを主として、EPA/FTAを、それを補完するものとしてというふうに申し上げたんですけれども、補完するというのは具体的にどういうふうに、何を以て補完と考えているのかといった点について宇山課長、何かひと言ありますでしょうか。

(宇山課長)全然、思ったことと違う質問をされましたので、うまく答えられるかどうかわかりませんが、一つちょっと私自身の経験、去年11月にこのポストに就く一つ前に、サービス室長をやっておりまして、そのサービス交渉の面から申し上げますと、一つはWTOの約束、FTAの約束、それぞれ約束があります。相手の国との関係を考えて、私はたまたま両方やっていた頃があるんですが、全然違うなと思っているのは、やはり日本の中でも関係省庁、業界の皆さんといろいろ話をして、日本のオファーを出すわけですが、WTOにやはりオファーを出すというのは相当な覚悟が要ることなんです。これは世界150か国に対して義務を負うということになりますので、国内調整もそれだけ大変だということがございます。

ある特定の国との間だけで要求されて、これは出しましょう、その代わり向こうからこ

れをもらいましょうというほうが、割合出しやすいということがあります。1回出してみると、また今度はWTOの交渉になった時に、まったくないよりはまた出しやすいという面も多少あります。

したがって、今まで約束をしていないサービスなり関税なりを約束する、それはWTOでやるよりもFTAでやったほうが、お互いに出しやすい。それがまた、WTO交渉による自由化につながっていけば、ブロック化現象とかそういうものは起きないのではないかとこのように考えております。そういった面で、WTO交渉の補完というのは、一つにはそういうふうな意味で捉えられるのではないかとこのように思います。

それから一つだけちょっと申し上げますと、今後、今のDDA交渉と将来の関係で、小寺先生のご意見を拝聴してちょっと思ったんですけども、一つちょっと私自身が懸念してるのは、アメリカが特にアジアとのFTAに最近ずっと乗り出してきている。今ご承知のとおりアメリカは韓国と交渉をやってますし、マレーシアともやろうとしております。ECも最近、アジアとのFTAを始めようと言っておる。

こういう時に、例えば外資規制の緩和なんかで、ある特定の国、FTAの相手だけの外資規制の緩和をもしするとすると、日本の、商売される場合に、日本企業にとって相対的に不利なアジアというのができる可能性もある。これは一つ、私の懸念でございます、そういった意味からも、やはりWTOのDDA交渉というものとFTA、FTAによって一つ弾みを付けるというのならいいんですけども、やはり最後はWTOに持ってきていかないと、いろいろな形で歪曲的なビジネス環境ができやしないかと、これが一つ懸念として問題提起をさせていただきたいと思っております。以上です。

(横田大使)あと、補完ということは、いま私の理解によれば、要するに大海原で泳ぐよりも、まずプールの中で泳いで経験を積んでみるといったようなことだと思うんですけども、そうだとすれば、そのままどんどん際限なくEPA/FTAを進めていけばいいということになると思っておりますが、同時に、米谷さんが指摘された点、私の言葉で言えば、貿易を歪める、トレード・ダイバージョンのほうの効果と、それから貿易を創るというほうの効果と、どっちが大きいかといった議論というのは、EPA/FTAにはつきものだと思うんですけども、その点について何かメルクマールみたいなものがあり得るのでしょうか。もし米谷さん、よろしければ。

(米谷弁護士)大変難しい問題で、一つにはもちろん経済的な、経済学的なアプローチがあり得ると思っております。それは貿易が増えたか、貿易転換効果と貿易創出効果とを比較してみるとというのは一つのやり方だろうと思っております。

もう一つは、ルールという観点からは、先ほど申し上げましたけれども、特惠原産地規則すなわち関税の免除をどこまで与えるかということについて、相手国において行うことを求める活動を減らしていくというのが貿易を歪める効果を減らすことに役立つと思っております。それから先ほど申しましたが、原産地規則における累積の規定、FTAやEPAの世界では当然のものだと理解されていますが、自国から輸出した部品を使っても相手国の原産の

産品として認める場合にカウントされるというルールがあるわけです。これは NAFTA でもほかでも入っている実務上は当たり前のルールなんですが、ただ、これは貿易を歪める効果がかかなりあります。例えば日本でメキシコに部品を持って行って、これをメキシコで組み立てて日本に持ってくる時は日墨があるから関税が免除されますが、日本からメキシコに持って行ってアメリカへ輸出しようと思っても、NAFTA の関係では、日本から部品を持ってきてもメキシコ原産と認められない、メキシコで調達しないならアメリカから持ってこないダメだということになっています。つまり、部品の調達については、それ自体の関税免除に加え、それを使用した完成品の輸出についての関税免除を受けるというインセンティブがあるわけです。メキシコへの部品を輸出する場合の関税免除は日墨 EPA で実現されたわけですが、後者の問題は日墨でいくら頑張っても解決されないわけです。これは 24 条の問題として扱われるのか、あるいは WTO 協定のルールの問題として扱われるのかわかりませんが、自国が締結する FTA において原産地規則をどう作るかということに加えて、ほかの国のやっている FTA の原産地規則をどうやって叩いていくのかということがもっと議論されてもいいのではないかなと思います。

NAFTA が作られた時に原産地規則の問題というのは、かなり日本でも議論があったように思うんですが、最近あまりそちらのほうの議論はなされていないようです。役所にいた時にいくらか議論したことがありますが、日本が今 FTA を進めていく中で、累積の規定を含む特惠原産地規則というのは当然のものであり、その合理性を検討して、必要があれば見直し、さらによその国に対しても変えさせていこうという声を聞きません。しかし、そういう動きもあっていいのではないかなというふうに思っております。

(横田大使)ありがとうございます。また、会場にご参加の皆さんからの質問をお受けする時間がなくなってしまうと困るんですけども、私もどうしても聞きたいことが一つありまして、先ほど冒頭で紹介しましたように、93 年ぐらいから世界における FTA の数というのはうなぎのぼりになってるんですけども、その背景として、ではどういうところにほかの国々は魅力を感じて、どんどんああいうふうに FTA を結んでいるのかということについて、出来合いの答えをお持ちの方はいらっしゃるでしょうか。小寺先生なんか、いかがでしょうか。

(小寺教授)EPA / FTA が増えているということですが、これは EU について言いますと、旧植民地との関係はもう 60 年代から増えてきているわけです。アメリカについては、これは 90 年代から増えたんですが、その一つのきっかけは NAFTA で、ある意味で WTO に対する、当時ウルグアイ・ラウンドが進んでいましたけども、そのウルグアイ・ラウンドに対する、いわば反作用、うまく進まないことに対する反作用ということで NAFTA が出てきた。その後は戦略的な観点から、いろいろな国と FTA を結んでいるということだと思います。

90 年代後半には東アジアだけが空白地帯になったわけです。そこで日本政府、中国、韓国あたりが、東アジアを相手に FTA を結び始めた。こうなると世界的にどんどん増えてい

く。こういう状況だろうと思います。

1 か国が F T A を結びますと、他国もなります。メキシコの例でわかるように、日本がメキシコと F T A を結ぶ前に、すでにメキシコは 30 か国と結んでいるわけです。そうすると日本が結ばないと、日本企業は非常な不利益を受けることになります。こういうメカニズムからどうしても加速度的に増えていく結果になります。

ただ、すべてがすべてうまく進んでいるというわけではなく、アメリカが南アメリカを含めた FTAA を作るという交渉を 1995 年から始めたのです。これは 2004 年中に終える予定だったんですが、現在に至ってもまったく交渉が進んでいません。こんな感じかと思えます。

(横田大使) ありがとうございます。戦略的とおっしゃった時には、要するに市場アクセス以外の目的でという点、政治的な目的でという意味でございませうか。

(小寺教授) はい。アメリカの場合、政治的な目的で F T A を結ぶということが相当あるわけですし、EPA / F T A というのを経済的な観点からだけ見てはいけないというのが私の持論ではいろいろな機能を果たすので、それらの機能を念頭に置きつつ F T A を結んでいくことが必要でしょう。日本政府もこの 5 年間で相当学ばれたようで、F T A の目的が単にマーケット・アクセスの拡大だけではなくて、エネルギーの市場の確保とか、様々な目的に資するという点を十分認識され、現在 F T A / EPA に臨んでいらっしゃると思います。マルチファンクションであるという点は、やはり EPA の場合、押さえておかなければいけない点だろうと思います。

(横田大使) ありがとうございます。佐久間部長にはセカンドラウンドのチャンスをまだ差し上げてないんですけど、何かコメントありますか。

(佐久間部長) では一つだけ。今 F T A と WTO という話になってましたので、その関係で言うと、もう何人の方もおっしゃっていたように EPA / F T A というのは、内容がそもそも決まっているわけではありませんから、非常に短時間で結べるということで、いま日本もやっている。それはそれで、もう結構なことだと思うのですが、ぜひ逆に、次の見直しというのが、例えばシンガポールはもう始まっていますし、じき、また次の見直しが始まるという、その見直しの中でまたどんどん自由化を進めてもらいたいということです。

ですから、ある E P A が、要するに関係の始まりと捉えれば、一旦できれば、それをさらにベースにどんどん自由化する。こういう努力をしなければいけない。ただなかなか、例えばシンガポールとの見直しというのほとんどあまり関心を持たれてないように、華々しく、最初やる時は皆さん注目するんですけども、もう忘れてしまって、できたものについてのフォローアップってなかなかできないんですね。これはわれわれの反省も含めて、そういうところに新たなものを入れていきたい。

例えばダンピングのルールについて、今まで日本の EPA というのはまったく、宣言的なものは触れてますけれども、規律をゆるめる方向での具体的なルールというのは全然ない。これはいろいろ事情が、WTO の A D 交渉との関係であったとは思いますが、今後は

そういう見直しの中で、ぜひ積極的に入れていってほしい。実際、米韓の FTA というのはまさにそれがもうイシューになっている。すでに先行している FTA の中には、全廃しているものもある。こういうことですので、最初からあまりすべて盛り込むというのは難しいと思いますけれども、見直しを定期的に行い、その中でしっかりインプットしていくということが極めて重要だと思います。以上です。

(横田大使) ありがとうございます。

それではフロアからの方々と質疑応答に移りたいと思いますので、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。係の者がマイクをお持ちしますので、発言される前に所属とお名前を頂戴したいと思います。それから、特定の先生に対するご質問であれば、誰に対する質問なのかということも明らかにしてから、ご質問いただきたいというふうに思います。ではどうぞ。

(参加者) 貴重なお話ありがとうございました。手短かに申し上げます。

宇山さんが一番よろしいかなというふうに思うんですが、お教えいただきたいんですけど、WTO と FTA などの関係は、どちらが原則でどちらが例外かわからないような状況になっているとも言えるわけですし、それを見極める一つの指標として知りたいんですが、モノの貿易で、物品貿易で、WTO の関税を使っている世界貿易の割合、どの程度に留まっているのかと。特に農業、農産物について、どんな具合になっているか、もしご存じでしたらお教えいただきたいと思います。どちらが原則でどちらが例外か、一つの指標になると思います。

(横田大使) 宇山課長、答えられますか。

(宇山課長) 残念ながらちょっと持っておりません。また何かの機会にお答えできればと思います。(注：この点については調査の上、今セミナーの最後に横田大使から回答)

一つ面白いのは、WTO の関税もありますが、実際の適用されている関税は WTO よりも低い場合もございます。FTA の関税というのはまた別途ありまして、その後また関税引下げがある場合もあり、その結果、FTA で約束しているよりも、実際の関税はまた低い場合というのもございます。ちょっといろいろな状況があるのかなと思います。

(横田大使) 貿易量のデータというのはないかもしれませんが、本当に大ざっぱな話で申し訳ないですけども、これだけ EPA / FTA の数が増えてまいりますと、WTO の原則たる MFN の税率が適用されている国の数という意味では、圧倒的に少なくなっているというふうに思います。

ほかのご質問。はい、どうぞ。一番前の方。

(参加者) 今、貿易の自由化、経済のグローバル化ということで、物とかお金というのが非常に自由化して、それはすごくいいことだということで、そこは非常にわかりやすいんですけども、人の移動ということが確か WTO のほうでも話があり、かつ EPA のほうが人の移動について扱いやすいというご説明があったと思うんです。その絡みで、一般的に日本政府全体の流れでいきますと、スキルド・レイバーはなるべく入れていきたい。それで

単純労働者は入れないと、こういうような大ざっぱな方針があるように思うんですが、いわゆるこの WTO、EPA に対する方針として、日本政府の方針として、人の移動については、だいたいどんなような、今、考えでおられるかちょっとお聞きできればと思うんですけど。

(横田大使) それはやはり政府の方針だとすれば、宇山課長、お願いします。

(宇山課長) よろしいですか。ありがとうございます。私は直前まで人の移動も担当しておりましたので、こちらは多少答えやすいかと思うんですが。

まさに今おっしゃったように内閣の方針として、人の移動については徐々に自由化していきこうという方向にはございまして、特に専門的・技術的な、専門、質の高い方の人の移動のほうを自由化するという方向性が出ております。

これと、また FTA の交渉でどうなるかというのは一応別の問題だというふうに、われわれは整理をしておりますして、FTA につきましては、この間のフィリピンの看護師・介護士を日本に入れるようにしましょうというのが、初めの動きでございます。今後また、いろいろな交渉を積んでいくにしたがって、新たな動きも出てくるんだと思いますが、これはいずれにしても相手のあることでございますので、われわれの方針というよりは、相手方の要請、それからわれわれの要請、これをお互いにどういうふうなパッケージを作るかという形で出てくるということでございます。

もちろん何でも受け入れるということではなくて、その中でも日本のいろいろな事情等を考えなくてはいけないということで、これは主に、交渉の経過から出てくることではないかと思っております。

それから WTO のサービス協定の中にも人の移動がございまして、これは今、インド等が人の移動の自由化というものを要求しておりますが、これはどちらかというビジネスをやっていく上で、企業と企業の契約をベースとした人の移動というものを自由化しようということを要求しておりますして、われわれも検討しております。これは何せ全世界に対して約束をするものですので、やはり先ほどおっしゃいましたように、どうしてもやはり、より深掘りした本格的な自由化ということになると、やはり二国間の EPA のほうが先行するのではないかというふうに思っております。以上です。

(横田大使) ちなみに付け加えさせていただきますと、第 2 部のセッションの資料の 4 ページなんですけれども、そこに「交渉相手国・地域の決定に関する基準」ということで、政府が決めた基準が書いてあるわけでございます。その大きな 2 の (5) に「専門的・技術的労働者の受入れがより促進され、我が国経済社会の活性化や一層の国際化に資するか否か」というふうに、人の受け入れについては書いてあるところでございまして、それがわが国全体としての経済利益の確保の一部として考えられているということでございます。

ほかにどなたかございますでしょうか。はい、どうぞ。一番前の方。

(参加者) 今日はどうもありがとうございました。2 点ほどお伺いしたくて、1 点目は場合によっては第 2 セッションのほうがいいかもしれないんですが、ちょっと第 1 セッションの皆様にお伺いしたいのですが、WTO は紛争解決手続きの面で FTA / EPA よりも非常

に意味があるというお話を皆様からいただいたわけですが、例えば EPA / FTA のリージョナルな交渉を日本政府がやっていただくにあたり、NAFTA とか E U と似たようなものなのかもしれないんですが、例えば政治的中立性、協定の正当性などを前提に、紛争解決手続きを強化するというような考え方というのがあり得るのかどうかというあたりについて、一つコメントをいただくとありがたいと思います。

二つ目に、WTO の今ラウンドというか、次期のラウンドの話とかになるのかもしれないんですが、世界でこれだけ FTA 交渉がいろいろと進んでいる中で、WTO の次期ラウンド交渉等の中で、この FTA / EPA に関して、何らかのルール作りというわけじゃないですけども、国際間の約束事のようなものを考える余地というものがあり得るのでしょうかというあたりと、ちょっとすみません、ずいぶん先の話で恐縮なんですけども、そういうことを2点お伺いしたくて発言させていただきました。

(横田大使) 今の、では1点目についてまずパネリストのどなたか。では、米谷さん。

(米谷弁護士) あり得るかということであれば、これは政府の意思のお話なので、私が申し上げることではないんですけれども、仮にそうしたことを行うためにはいくつかのハードルが多分あるかと思います。

一つは正統性の問題ですが、中立的なパネリストとして、このパネリスト、あるいはこういう人たちがやることだったら従ってもいいというだけの制度に対する信頼感を醸成していくというのは簡単ではないということです。制度を作ればいいというものではもちろんないので、それには多分、歴史の蓄積が要るのかなというのが一つです。日本が EPA の相手国として考えている国にどこまで含めたらいいのかわかりませんが、政治的なバランスと言いますか、外交的な力関係が違う相手国からみて、パネルの政治的な中立性に信を置いてもらうことは簡単ではないかもしれません。

あと、日本なり ASEAN なりの中で見ますと、パネリストとして指名しうる人材が抱負に存在するかということ、なかなか難しいかなと思います。日本で見ても、WTO の事務局ですとか、あるいはパネリストになっておられる方も少なく、通商法の専門家自体が非常に少ない現状を考えたときに、これを長期的によい方向にもっていくためには、FTA 等々の場で、WTO ほどリジッドな紛争処理メカニズムでなくても、法的な解決を重視するような枠組みを政策敵に作るということがあってもいいのかなと思います。そこで、そういった通商法の専門家、通商ロイヤーというものを育てていって、それを WTO での紛争処理の武器として使っていくというような戦略があってもいいのかなというふうに思っております。

(横田大使) それでは、FTA などに関するルール作りというのは考えられないのかという点について、宇山課長お願いします。

(宇山課長) お答えいたします。実は、WTO 自体に、これはご存じかもしれませんが、どういう FTA になれば WTO と整合的かと、こういうのだったらいいという要件というのは元々 GATT の時代からございまして、GATT24 条に重要な点が二つぐらいあります。一

つは FTA、地域貿易協定という言い方をしておりますが、その締結前よりも関税その他の通商規則が制限的であってはならないということが一つ。それから、実質上のすべての貿易について、関税その他の制限的通商規則を廃止するということがございます。かなり野心の高い、自由度の高いものを要求しているということでございます。

それから、サービスにつきましては GATS の 5 条というのがありまして、相当な範囲の分野を自由化するということを言っております、ある特定の物だけの自由化、少なくともある特定の物だけの自由化をやって、ほかは自由化しないというようなものは WTO と整合的ではないということになっております。

例えば、先ほどの人の移動でいきますと、人の移動の自由化というのはフィリピンと今やっておりますけれども、これはあくまで FTA をやって、その一部だからできるということであって、これだけを取り出してやるというのは、この例外、無差別原則の例外として認められないということになりますので、そういうものは差別を設けずに、すべての国を同じに扱わなくては行けないというルールが適用されてしまう。その例外とするためには、そういった、わりと厳しいルールがあるということでございます。

ただ、この書き方が、では実質上のすべての貿易というのは非常にあいまいなものですから、これはいったいどういうふうなものなのかとか、あるいはこの手続きについて、その審査の手続きも一応あるわけですが、これをもう少し効率的にできないかとか、そういった意味で、地域貿易協定、FTA を WTO の整合性について、その中身とかその手続きについて、もう少し充実させる必要があるのではないかということで、今のドーハ開発ラウンドの交渉の中で、そのルールの交渉をしているということでございます。必ずしも交渉が進んでいるとは言えませんが、一応そういう場がありまして、昨日もジュネーブで実はやっておったんですが、そういう交渉をいま進めているということでございます。以上です。

(横田大使) それでは、そろそろ時間でございますので、第 1 セッションをラップアップしたいと思っておりますけれども、最後にちょっと佐久間部長が言われたことについて、私自身なりのクラリフィケーションをお願いしたいと思っておりますけれども、FTA のほうにおいては、例えば自由化についても 10 年以内に撤廃といったような内容が多くて、そういう観点からの制裁力が少ないという発言をされたと記憶しておるんですけども、WTO がそもそもあってこそ FTA であるという意味からは、もし紛争になった場合は WTO の DS に持っていくということが大部分であって、その中で特定の分野については、EPA の中で特定に規律されている分野においては、その EPA の中で DS に持っていかもしれないといった意味での、問題のマグニチュードはそういうものだと考えているんですけども、その理解で正しいんでしょうか。

(佐久間部長) ええ、私が問題にしたのは当然、EPA 協定にだけ違反して WTO には違反してない、こういうケースの場合の制裁のことを言っただけです。その場合は当然、EPA で与えられた自由化がなくなるだけということなので、元々 EPA でどういう自由化をした

かが制裁のマックスだということです。もちろんその時に WTO 違反も同時に起こしていれば、これは WTO にも持っていきます。その時には当然、その制裁というのは WTO で与えられている譲許ですから、これはものすごい多分、制裁になってくるということで、多分、いま大使がおっしゃった内容と、私が申し上げたことは同じことだと思います。

(横田大使) はい。ありがとうございました。それでは 30 分程度のコーヒープレイクをはさんで、第 2 セッションに移りたいと思いますので、まず司会からちょっとアナウンスメントがございます。どうぞ。

(司会) 皆様、お疲れ様でした。ただ今から 15 時 10 分まで休憩となります。この部屋を出ていただきますとコーヒーなどが用意してありますので、ご自由にご利用ください。お席を離れる際、貴重品は各自で管理していただくようお願いいたします。

開始時刻の 5 分前までにお席にお戻りいただきたく、よろしくようお願い申し上げます。

(横田大使) どうもありがとうございました。

[ 休憩 ]

(司会) それでは、ただ今より第 2 セッション「EPA / FTA の成果と今後の方向性」を始めます。コーディネーターは第 1 セッションに引き続き、横田大使が務めます。第 2 セッションには次の 4 名の方にパネリストとして参加していただきます。

大川三千男日本経済団体連合会アジア・大洋州地域委員会企画部会長は、1963 年に東洋レーヨン株式会社に入社。2002 年から東レ顧問をお務めです。

鈴木宣弘東京大学大学院教授は、九州大学教授などを経て 2006 年 9 月から現職にあります。FTA と日本の農業に関する著書をお持ちです。

荒木一郎横浜国立大学大学院教授は、経済産業研究所上席研究員などを経て、2005 年 4 月から現職にあります。WTO、通商法に関する著書をお持ちです。

大鷹正人外務省経済連携課長は、1986 年に外務省入省。一昨年 8 月より南東アジア経済連携協定交渉室長、今年 1 月から現職を務め、EPA 交渉に携わっています。

それでは横田大使、よろしくお願いいたします。

(横田大使) それでは、第 1 部に引き続きコーディネーターを務めさせていただきます。定刻より早く始まるのは、世界では日本でしかあり得ない現象だと思っておりますが、時間ももったいないのでどんどん先にいきたいと思えます。

第 1 部におきましては、WTO という機関、それから条約が果たしている役割が明らかになったと思っております。特にいくつかの点で EPA / FTA では達成できないか、達成しにくいことを WTO の枠内においては達成できることが明らかになったと思えます。特に紛争処理についての指摘が多くありまして、その紛争処理のための体制も WTO においてはしっかり整っているといった指摘がありました。

それからルール作りの面で、WTO でしかできない、「でしか」というと少し言い過ぎか

もしれませんが、WTO に優位があるという点も明らかになりました。例えば補助金、あるいは国内政策である SPS とか TBT、こういう略語を言うとはよくないのかもしれませんが、動植物に関する衛生の規則、あるいは貿易に関する技術的な障壁といった面についても WTO で扱われるのが適当であるといった話があったと思います。

それから、WTO が加盟国を拡大することによって、貿易自由化やルールという世界に、一気にある国を取り込むことができるといった面も指摘されました。さらに加入プロセスを通じて、WTO がカバーしていない分野についてもいくつかの合意ができるといった点も指摘されました。この点に関して、WTO もベトナムが入って 150 か国になり、残りの大所といえばロシアぐらいになっている認識がありますので、若干先細りの感があるかもしれません。

EPA については、特に市場自由化、マーケット・アクセスについて、特定国相手だとやりやすい、一気に WTO 全加盟国に対してやるよりはやりやすいといったことから、より進んだマーケット・アクセスをお互いに交換し合えるといった点、それからグループ作りの面。さらには、競争的要素があり EPA をやらざるを得ない面が指摘されたと思います。

私の印象では、よく言われるスパゲッティボール現象、特にこれが問題かどうかという点については、あまり深く第 1 セッションでは触れることができなかつたように思います。さらにドーハ・ラウンドについては、早いほうがいいという意見と遅くても全然かまわないという意見がありましたけれど、この点については時間の制約もあって触れることができませんでした。

ただ、小寺先生の「EPA は低水準でもいいんだ」という点は若干、放置しておけないと思ひまして、第 2 部におきましてもこの点を取り上げて、より深く掘り下げることができればと思っております。

第 2 部は大きく三つの固まりに分けて議論したいと思っております。第 1 が、日本が今まで EPA に関してどういうことをやってきたのかという点を中心に、どういう国とやってきたか、どういう成果を上げてきたかという話。

それから第 2 が今後、今まさに開始したばかり、あるいは開始が予定されている EPA 交渉において、どういう問題に直面するだろうかという点。

それから第 3 に、WTO 交渉の現状を踏まえて、日本の今後の EPA 戦略というものを展望してまいります。特に日米 EPA とか日 EU・EPA など、非常に大規模な EPA の話が話題になってきている中で、今後そういうものも、どの程度考えていったらいいのかという点も含めまして、議論していきたいと思っております。

それでは、若干の前置きの話を申し上げたいと思ひます。第 1 グループの話題について申し上げますと、資料をお配りしてありますが、これまでどんな国と EPA を結んできたか、簡単におさらいをしたいと思います。

資料の 2 ページでは、上から順番に進展度合いが進んだ EPA が載っております。シンガポール、メキシコ、マレーシアはすでに発効しております、その次のフィリピンが署名

して先方の議会の承認を待っている状況です。今後、交渉開始を決定しているものまで含めると 15 の国・地域と EPA を結び、あるいは結ぼうとしているところです。

それを地図に写したのが次の資料でございます。これをご覧いただくと、チリに矢印が伸びているとか、メキシコに伸びているとかは別としますと、主に ASEAN 諸国と結んできたということがおわかりになると思います。現在、交渉中なのは、それより若干リーチを広げていることもおわかりいただけだと思います。

特にメキシコの例でも、第 1 セッションでもありましたが、経済的不利益の解消の観点とか、GCC などとの交渉におきましては、日本としてやはり資源エネルギーの安定供給に資するといった観点から交渉していることがおわかりいただけだと思います。

では、政府がいったいどういう判断基準で交渉相手を選んでいるのかは次の 4 ページに、先ほども触れましたけれど、交渉相手国を決定するにあたっての基準が書かれております。これらたくさんの判断項目があるわけです。

それでは、このようにこれまで結んできたわけですが、どのような効果が得られたのでしょうか。日本としてはいくつかの期待を持ち、それぞれ結んできましたが、その期待に対して実際に応えているのだろうかという点でございます。発効しているのは三つだけだという点からは、若干まだ効果を判断するのは早いということもありますし、本当にこれが EPA を結んだ効果を抽出できるのかどうかという問題もありますので、資料 6 にお示しした、例えば投資額の増加とか輸出額・輸入額の増加などにつきましては、ケチをつけようと思えばいくらでもケチのつけられる資料だと思いますが、多少ご参考までに挙げさせていただいた次第です。

このような点を踏まえて、日本の EPA、これまでいくつか結んできた EPA がどのようなメリットがあったか。それから、私も冒頭申し上げましたが、今まで結んできた EPA とこれからの EPA がどういう違いがあり得るのかといったことにつきまして、外務省におきまして EPA 交渉の元締めとなっております大鷹課長から、まずそのコメントがもらえればと思います。よろしくをお願いします。

(大鷹課長) 大鷹でございます。前半の WTO の部分でずいぶん EPA の話が出たので、私自身、もうむずむずしていたところですが、まず、どういうメリットがあるのかについて、私なりに少しかみ砕いた形でご説明したいと思います。

今まで皆さんがご指摘されているように、EPA は相手国との関係をさらに次元の高いものに、さらに上のものに引き上げるための一つの大事な道具と考えていただければいいと思います。つまり、両国間の信頼関係とか安定的な関係、それを確固たるものにする。だからこそ法的文書・協定という手段をとるわけですけども、そのことによって日本の国民の皆様にはインフラを、新しいインフラ、より強化されたインフラを提供することになるわけです。

WTO というのはいつのインフラではありますが、それに加えてもう一つ、二国間間に限ったものだけれど、より進んだ内容のインフラを提供して選択肢を増やさせていただく、

そういう作業をやるのです。もちろんそういったことを通じて、全体として両国間の雰囲気はさらによくなる、あるいは緊密になります。つまり EPA の交渉そのものが一つのシンボリックな意味を持っている側面も実際にはございます。

そういったものとして考えた場合に、まず誰とやっていくのかということをして日本は今までももちろん考えてきて、実は ASEAN、東アジア中心にやるという戦略を採ってきているわけです。これは実は鈴木教授が今日、資料として配付されている中で、冒頭のところで、各国とも、アメリカも、自分の足場から固めることからやっていると書いてあり、日本もその足場として ASEAN は適当ではないかというくだりがございますが、まさにわかりやすい表現だなと思っております、ASEAN がまさに一番最初に手をつけるべきところだと。

皆さんご案内のとおり、ASEAN との間では貿易先ということだけではなく、投資先、つまり現地で生産するとか、そこを拠点にまた第三国に場合によっては輸出する。もちろん現地に対する輸出ということもありますが、そういった貿易投資関係がすでに築かれつつあり、かつ、かつてはアジアの成長センターという表現を使った時期もありましたが、非常に有望な地域として貿易投資関係がどんどん伸びていくことを、みんな前提に考えるべきところです。その中で今、ASEAN の 10 か国のうちの、特に進んでいる 6 か国との間では、もう締結した、あるいは大筋合意に至った、署名したところまでできております。

では、その ASEAN との間でどういう成果があるのかについては、その前に 5 ページをご覧くださいますと、5 ページの下半分、フィリピンの一つ、例を書いておりますが、ここに日本の EPA の構成が書いてございます。関税の譲許、関税の削減・撤廃に該当する部分がほしい、第 2、3、4、5 章ぐらいまででしょうか。これに加え巻末に譲許表が付きます。

次の分野としてサービス貿易の分野がございまして。モノとサービスの分野がまさに WTO ですすでに相当、規律が設けられている分野と言えるかと思えます。それに加えて EPA の中では、投資の分野、そして自然人の移動。それから 10 章から 13 章の分野が入っており、これがまさにルール・メイキングと一般的に言われる部分です。

政府調達あるいは自然人の移動については、部分的に WTO の中でも取り上げられてはいますし、知的財産はもちろん TRIPS がございまして、投資の分野は実は WTO にないことをよく理解している必要があると思えます。

この投資の分野というのはご案内のとおり、主に二つの側面からなっていて、一つは自由化の促進。つまり向こうの市場、向こうの国に投資として参入する際の障壁を少なくしていく。どんどん外資を、日本からの外資を受け入れてもらえるようにするという自由化の側面と、あと、二つ目には投資保護の側面とございます。

投資保護は、当然、いろいろ収用に対する規律とか、まさに先ほどから指摘が出ております紛争解決の手段を充実させる。特に投資家が直接、相手国を訴えることができるという比較的新しいものも含めて、投資家保護のための道具をそろえることをやるわけですね。ここはまさに WTO にない新しいルール作りの部分です。

最後に第 14 章を見ますと、「協力」と書いてございます。これが相手国との間で、以上申し上げたモノとかサービスとか投資以外の側面で、いろいろ関係緊密化あるいは相互に協力し合える、東南アジアの場合には主に日本が協力してあげるという部分が強いけれども、そこについて具体的に、あるいはどういう方向でやっていけるかを、かなり網羅的に、相手の要請に応じつつ書き込んでいくわけです。それらを通じて ASEAN との関係がどんどん緊密になればという発想でやっているわけです。

さらに資料 19 ページをご覧くださいますと、19 ページの中ほど、1 . に相手国の自由化の欄が中段の一番右端の、第 3 番目の欄に書いてございます。例えばマレーシアは 99%、フィリピンは 97%と、ずらっと書いてございます。ここの部分は、相手国がどれくらいマーケットを自由化したのか、10 年以内に関税撤廃する範囲がどの程度なのかを示しています。ご覧いただきますように優に 90%を超える、むしろ 100%近い数字がかなり確保されています。メリットということで一番わかりやすく申し上げるのであれば、この数字が一番だと思っております。

この部分に関して先ほど参加者からご質問があった点で、網羅的なデータというのは正直ないんですが、例えばここをご覧ください、99%とか 97%等が例えば、EPA 交渉をする前にどれくらい無税化されていたのかということの一つの目安にする場合、例えばフィリピンの場合には 60%程度、マレーシアも実は 70%足らず、メキシコの場合には 20%未満だったとか、そういう状況を考えると、この差の部分が今回大幅に関税撤廃されたということになりますので、関税撤廃される前の状態がある意味で WTO のレートに近い状態。国によっては実質的に下げている部分もございますので、そこはイコールでは必ずしもないんですけども、おおむねそのあたりの幅の中で、今度 EPA の部分が入ってきていることになります。

これはなかなかマクロのデータ、グローバルなレベルでのマクロなデータにはなりにくいけれども、だいたい感じとしてこれぐらいの撤廃が進んでいる、これぐらいの EPA の付加価値が付いているとお考えいただければと思います。これはご覧いただきますように、先ほどメキシコが 20%未満というふうに申し上げましたけども、かなり国によってばらつきがございます。ですからなかなかグローバルにどの程度なのかということとはちょっとつきにくいけれども、相手によってはかなりの幅で自由化が進むということは言えると思っております。

その中で、低水準のものでもいいのではないかという議論も先ほどございましたけども、その点については多分二つ、私のほうから申し上げたほうが良いと思います。一つは GATT の 24 条うんぬんという話が先ほどからございますが、その縛りというのはやはり無視することはできないのです。24 条の背景にある考え方は多分、乱暴な言い方をすれば、WTO の最大のメリットは無差別原則、要するに最恵国待遇と言いますか、あるいは内国民待遇という部分もございますけども、相手国によって差別することはなくなるということです。

他方、EPA というのはそれと少し相反する部分があって、相手によってはちょっと特別

な計らいをすることなので、そこだけ捉えると MFN とは少し相容れないように見えます。けれども、そこはまさに GATT の 24 条で調整しているところであり、特別な取り決めを結ぶのであれば、世界の自由化の流れに資するように思い切った、実質上すべての自由化をしなければいけないと、そういう条件を付けているわけです。

ですからその条件をクリアしない限りは、やはり WTO に反するものを作るということになりますので、先ほどから話が出ています、10 年間で 90% の自由化などが一つの目安だとすると、やはりそれを下回るようなものを作るというのは WTO 協定との関係では難しいということになってしまうのです。

他方、私自身がこの 1 年半やってきておりますけれども、まさに EPA の交渉というのは、お互いの政府が自分たちの国益を最大限にするためにギリギリの交渉をし、双方とも総力戦になるのですが、その中でどこまでいけるのか、そういう世界になってきます。そこで、自分たちがやはりできること、できないことは当然あることを前提にギリギリの交渉をして、もうお互いに行き着くところまで行ったなという感をお互いに持った上で、さあ、これで EPA、一応妥結したということにするかしないかという決断を双方が求められるわけです。そこはお互いに交渉していて、それで WTO 協定上こういう一つの目安があるということを一応わかりながらやっておりますので、低水準のもので済むとは、実は EPA の交渉をする国はどこも思っていないと、私自身は思っております。

これまでの日本の交渉を見る限り、先ほどの 19 ページでもおわかりいただけますように、日本側としてはかなりの自由化レベルを確保してきていると言えます。その結果、先ほどの 6 ページの資料にもございますように、一部早くもいろいろ経済上の、要するに貿易投資上の効果とも思えるような数字が出てきていると言えるのかなと思っております。

あまり時間をかけすぎてもあれですので、とりあえずここまでで止めさせていただきま

す。  
(横田大使) 今まで交渉してきた EPA で何か共通の特徴があるのかとかいう点は、何かコメントはありますか。

(大鷹課長) なかなか難しい問題ではありますが、今、日本は ASEAN を中心にやっている。この経験で言いますと、やはり日本は東アジアの中での大きな兄貴分であると各国共通に思っていることは間違いありません。兄貴分であるから、いろいろ協力もしてくれますよねとみんな当然思います。

そういうこともあって、ほとんど例外なく ASEAN の各国との間では「協力」の、先ほどのチャプターの「協力」の章がかなり充実した中身になっています。ただ、今後、先進国と交渉していく時に、「協力」の部分がそれほど重視されるのかどうか、そこはわかりません。多分、そうではないのかなと思っております。

(横田大使) ありがとうございました。

もう少し EPA のメリットについて触れたいと思いますが、第 1 部では佐久間部長から、WTO だろうが EPA だろうが自由化を進めてくれるのであればどっちでもいいというお

話がありましたが、ビジネス界からの視点として、もし大川さん、コメントがあれば。EPA のメリットについて何か感じておられることがあったら、コメントいただきたいと思いません。

(大川部会長) 大川でございます。日本経団連での EPA の取り組みとか、あるいは通商政策への取り組みを中心に少しお話ししたいと思います。戦後、日本の産業界が貿易立国として内外のいろいろな活動を展開する中で、通商政策、あるいは通商制度をしっかりと見てみなければいけないということで、経団連が初めて大きくまとめましたのが 2001 年のことです。「『通商立国』日本のグランドデザイン」という提言が、貿易投資委員会から出されました。

その内容については、今日出ているような話がほとんど網羅されておりました。日本は WTO と二国間の経済連携、EPA をしっかり車の両輪として展開することによって活動を広げようと。

さらに国内的な通商法制度も充実するということです。WTO を一つの軸として自由化及びルールを強化する、これはラウンドなど WTO への積極的な参画ということです。EPA につきましては、当時からまず ASEAN との EPA、それから ASEAN + 日中韓の EPA、さらに米国との EPA、そういうことまで含まれた提言が出ております。先ほどからいろいろお話がありますが、WTO 一辺倒だった日本の通商政策が大きく、そのあたりから変わってきております。私も先ほどご紹介いただきましたが、東レという、繊維や素材、プラスチックをやっている会社におりました。アメリカがかなりこういう分野では通商政策を使っておりましたので、具体的な関心をもって関与をしております。

そして経団連では何度か提案をしてきておりますが、前の経団連の会長の奥田会長の、奥田ビジョンがまとめられた時に、この東アジアとの EPA の展開ということについて、これは第 3 の開国であると強調されております。第 1 の開国はご存じのように明治維新であり、第 2 の開国が第 2 次大戦終了時で、今回また第 3 の開国として、日本が非常にグローバルな展開の中で経済的な発展、あるいは地域との交流を進めていくというようなことがうたわれました。そしてごく最近、御手洗会長ビジョンができておりますが、この中でも EPA の推進ということが大きくうたわれております。

昨年来、ASEAN の各国との EPA が作られ、また今 ASEAN マルチも並行して進めようという提言を出しておりますが、最近ではインド、それから豪州、ごく最近ではスイスというふうに、今までの ASEAN とはちょっと違う対象国について交渉を早期に開始すべきとの提言、そして米国との EPA についてしっかりと研究を始めるべきである、こういうような提言を出しております。

その中には、具体的にすでに ASEAN でのいろいろな交渉の中にも、ある段階で官民での研究会にも入らせていただきました。日本の産業は、当然のことながら日本の国内だけではやっていけない。すでに、それは貿易や海外投資という非常にグローバルな展開をする中で、この経済連携協定ということが極めて実践的な、大きな意味を持つ。そういうグ

グローバルな一つの事業体制の構築という面での経済的な基盤、あるいは経済インフラとしての EPA は、非常に重要な意味を持っておりますし、また一方で、資源・エネルギー・食料の安定的供給の確保ということに資する EPA もあり、こういうことで最近の豪州なども、その一環にあるわけです。

そしてさらに多国間の EPA、アジア共同体とか、そのような仕組みの構築を二国間と並行して迅速に進めよう。こういうような形で昨年 10 月にも「経済連携協定の『拡大』と『深化』を求めろ」という、また何回目かの提言をしております。「拡大」というのはいま申し上げましたように、多国間の EPA と二国間の EPA。それから「深化」ということを言っておりますけれども、これは包括的で質の高い EPA にしようと。それによってももちろん物品貿易とかサービス貿易の自由化、投資の自由化、知的財産権の保護、ビジネス環境整備、それから原産地規則をしっかりと作っていく。食料・エネルギー・資源の安定的供給なども効果です。ASEAN 各国との具体化してきた EPA が作られていく中で確認をしながら、さらにそういう形で EPA の拡大と深化を求めたいというのが今の産業界の考え方でございます。

個別のいろいろな事例では、やはり相当な具体的な効果、これは、EPA というのは先ほど大鷹課長のお話にもありましたように、一般的ではなくて、二国間だけが特別の関係を結ぶというわけでありますから、実にいろいろなことができる余地があります。そして WTO の 24 条との関係で、自由化を先進国である日本については進めていく。例えば原産地規則ということ、産業別あるいは商品別にきちっと作ることによって、相互の産業が、その二国間の EPA によって大きな発展につながるメリットを受けるというやり方もできます。

そして、私ども民間業界ですけれども、この EPA の問題についていろいろな形で関与をし、EPA を対象国との産業界同士の対話の中で活かそうという動きも出ております。そして各国の業界なり産業との間に一つの連携をも作り、絆ができてくる。こういうような一つの効果があると思います。とりあえずそこまで申し上げます。

(横田大使) ありがとうございます。

産業界・経済界の EPA に対する大きな期待というのを承った気がいたします。その関連で、時々新聞などで、日本の EPA 交渉のペースが遅いとか、各省縦割り制でバラバラしていて、体制がなっていないのではという批判が聞かれますけれども、この点については経済界の中にもそのようなご意見はおありでしょうか。

(大川部会長) これは、例えば経団連の提言などにも必ず、交渉の推進体制の問題について、例えば現在、昨年 10 月の提言にも対外経済戦略推進本部、こういうものを設置したらどうでしょうかと提言しております。例えば本部長は総理だとか、そこに本部長代理として特命担当大臣を置く、縦割りの各省庁が交渉の場面で、4 省共同議長制とかというようなことがあるわけですから、官邸主導による対外交渉をやる、また、いろいろな国内調整に対する権限が一本化されて、もちろんその時の政治の一つの方針に従って進められる、

そういう推進体制が必要であろうと考えます。

そしてまた、例えば対外経済戦略諮問会議という形で、今でも相当いろいろなことを民間との共同で、いろいろな意見を聞いていただく機会をいただいておりますけれども、継続的に官民が協調して進められる仕組みの確立。こういう2点については、強い要望を一貫して持っているということでございます。

(横田大使) ありがとうございます。そういう交渉体制について、これまで実際に交渉してきた大鷹課長、何かひと言手短かに反論ありますか。

(大鷹課長) 私から私見として申し上げられることは、交渉体制、あるいは仕事の仕方は何でもそうだと思いますが、これでいいということはやはりない。そういう心構えでやっていく必要があると思っております、私も自身は常にそう考えております。ですから体制面で、さらに改善する余地がないかということを決意しながら、当然、仕事・交渉していくということになります。

今ご指摘のあった点についても、きちっと踏まえながら、そこで一番言わんとしていることは何かということをお考えすると、交渉を日本政府の総力戦としてできているかどうかというひと言だと思えます。総力戦をできるかどうかは、実は私のポストにとって一番大事なところ。私自身は全体を取りまとめる立場におりますので、それで各々、各投資の分野とか、いろいろなところで、またいろいろな方々に手伝っていただいておりますけども、まさに私のポスト、私の仕事としては、その総力戦の体制になっているかどうかをちゃんと見極めて確保することということだと思っております。

その意味では、これまでのところ私の見ている、やってきた限りでは、総力戦になっていると自信を持って言えるつもりでございます。逆に言いますと、相手国の仕事、交渉体制を見ながら考えてきていますが、相手国のほうがかなりそのところで改善の余地があるのではないかと思わせることが非常に多くございます。それは具体的にはなかなか申し上げにくいのですが、例えば前に言っていたことと言っていることが違うとか、「こうする」と言っていたことが、実はそういうふうに、ふたを開けてみたらならなかったとか。あるいは向こうの国全体としての大きな方針みたいなものが何も見えないではないような局面があったりとか、いろいろこういうことを実感として思ったことがある次第でございます。

そこから考えると、もちろん天狗になってはいけないと思っておりますし、常に改善するべきところはないかということは意識しておりますけども、これまでのところ、日本としては総力戦を演じることはできているのかなと、私自身は感想として持っております。

(横田大使) どうも。ちょっと視点を変えまして、第1部でもそうでしたが、第2部でもいま大川さんの話を伺っていて、よく言われている、EPA がたくさん蔓延する、蔓延すると言うと病気みたいでよくないんですけども、数が増えることによってスパゲッティボール現象が起きると言われておりますけれども、そのスパゲッティボールという現象が、一般的な経済界の方々には問題として映っていないような印象を私は受けているんですけども、そのスパゲッティボール現象というものについて、もし荒木先生、何か一つコメ

ントがあれば。本当にあるのかどうかとか、どのような点でスパゲッティボールと言われる現象が生じる可能性があるのかといった点、コメントいただければありがたいです。

(荒木教授) まずスパゲッティボールって何だろうかという話、皆さんご存じなんだろうとは思いますが、問題の所在から申しますと、何かというと、お手元の資料を見ていただきますと、3ページに日本を中心とする EPA の広がりがあるんですが、後ろのほうを見ていただくと 21 ページにアメリカを中心とする FTA、22 ページに中国を中心とする FTA、23 ページに韓国を中心とする FTA があります。これを全部重ね合わせて見てもらった時に何が起こるかということです。

つまり、これだけ、1個1個の地図を見ると別にそんなに変ではないのですが、これが全部一つの世界地図の中に書き込まれると、ものすごくあちこちに FTA 同士が絡み合っていて、非常に美しくない状態ができる、という状況をスパゲッティボールと称しているわけです。これを言い始めたのはコロンビア大学のジャグディッシュ・バグワティという有名な先生です。

バグワティの立場は非常にはっきりしていて、彼は FTA はやるべきでない、よくないものだというポジションなのです。要するに無差別原則を侵食する、よくないものなので、これが広がるのは見てのとおりにはけしからんことだと。日本人の語感からすると、スパゲッティボールは別に何か、おいしそうで、何も悪いものではないのではという気もしますが、多分、スパゲッティで一つ連想するのが、集中治療室で死にそうな人がいろいろなところに、血管とか気管とかいろいろ管がつながっていて大変だみたいな、あのイメージだと思います。

バグワティの立場からはよくない、いや、そもそもよくないものなんだから、よくないものがどんどん広がるのはけしからん、そこはわかるんですが、もう少しそれを具体的な話にブレークダウンしていくと、一番顕著なのはやはり原産地規則の問題です。同じ貨物について、国によって税率が違うとなると、非常に税関行政が煩雑になる。あるいは通関にあたってのコストが非常にかかる。

仮定の例、架空の例で申し上げますと、日本とシンガポールとの間である化学品について関税がゼロになっている。だけれども日本とマレーシアとの協定では、それが依然として有税品目として残っている。そうすると同じ、隣国から来ている物でありながら、シンガポール原産と申告するとゼロ関税なのに、マレーシア原産と言ってしまうと関税がかかる。その時に、ではそれをどう処理するかという話です。正直に申告すればいいのですが、そういうことが起きると、ついつい不正をはたらく人が出てくるわけです。ちゃんと業者が正直に申告すればいいのじゃないかということなのでしょうが、例えば FTA とは違う話ですけど、GSP の関係、一般特惠の関税で、やはり大手商社などでも結構、水産物についてそういう不正をはたらいた、実際に摘発された例もあるわけですから、そういう不正もあるだろうし、税関におけるコストがかかる。

それから第1部で米谷先生からご指摘があったように、さらにその原産地規則について

キュミュレーション、累積という複雑なルールが出てくると、取引費用が非常にかかって大変だというのが一つの、スパゲッティボールの弊害の一つだろうと思います。

あと、たまたま昨日、別の研究会で議論していてふと思いついたんですが、別の意味でのスパゲッティボールもありまして、これは第1部でも議論になった紛争処理とも関係しますが、個別の協定の中に独自の紛争処理メカニズムができると、実はWTO協定に書いてある条文とEPAに書いてある条文がほとんど同じである場合が多いわけです。あるいはものによっては、例えば例外、一般例外条項はGATT20条の例外状況をそのまま引用してEPAの条文にしている。ところがそれが一人歩きをするわけです。これはすでにNAFTAのパネルなどでも発生している例ですが、NAFTAのパネルは同じGATTの20条(g)項という条文について、WTOとは、当時はまだGATTですね、GATTのパネルとは違う判断をしまっているということがあり、同じような条文について違うフォーラムで違う判断が、違う協定において、違う紛争解決システムの中で異なる判断が出てくる。

それは法の支配などの観点から見て、本当に健全な現象なのかということもスパゲッティボールの弊害として一つ指摘し得ることだろうと思います。それ以外にも多分いろいろ、複雑な協定があればそれだけ取引費用がかさんでくるというのが常識的に言えることなのではないかと思えます。とりあえずそれぐらいでよろしいでしょうか。

(横田大使) ありがとうございます。

鈴木先生にはお待たせをしておりますが、次のグルーピングである、日本の今後のEPAを交渉していくということを考えるにあたって、どのような困難が予想されるかといった中で、農業の点についてもコメントしていただきたいと思っております。農業の話をする、先ほどの低水準でいいか悪いかという話とも絡んで、GATTの24条、GATSの5条などの話についても敷衍していかねばいけないと思っておりますので、そのあたりに話を進めていきたいと思えます。

先ほどの話の中で大鷹課長が言っておりましたけれども、今までの日本が結んできたASEAN各国を中心としたEPAでは、日本という投資母国と、ASEAN各国という投資先の国という関係が基本にあって、お互いの利益やニーズが対照的で、補完関係にあり、それを踏まえたEPAを結んできた、大まかですけれども言えると思えます。

今後、開始されたばかりか、あるいは開始が予定されていますインドや豪州、スイスの関係を考えますと、必ずしもそのような投資母国対投資受け入れ国といった関係が成り立たないと言えないのではないかと思います。特に豪州については農業大国であり、スイスはヨーロッパの国の中では初めてのEPAですけれども、特徴的なのは先進国であること。豪州も先進国ではありますが、そういう意味でASEAN型とはちょっと違ってることが予想されます。

そのようなことから、特にいろいろな困難や違った問題が予想されると思えますけれど、その中でも特に農業について、豪州とやることについて日本の各界においては様々な議論が行われています。この点についてどのような、またこれまでいろいろな国との交渉にお

いて農業が問題となってきたのかどうか、あるいは対豪州においてはどのような問題が考えられるのかといった点について、鈴木先生にコメントいただければありがたいと思います。

(鈴木教授)鈴木でございます。今ご質問あった点でございますが、まず今までのFTAにつきましても、実質それほど農業は障害ではなかったと言えるかと思えます。その基準になる点は二つほどございまして、いわゆる日本が非常に政治的にも経済的にも、これだけは非常に守らなければならないという立場に陥っているコメとか乳製品とか、重要品目と言われるものが、その国との貿易額に占めるシェアがどの程度かということが一つです。それともう1点は、大鷹課長が言われた「協力」です。協力と自由化のバランスという手法が取れるかどうか。この2点がかかわってきます。

まず1点目の、重要品目の占めるシェアの問題から言いますと、まず日本の農産物の関税構造というのは皆さん、やや誤解されている面があるのではないかと思います。私の資料の6ページに、各国の農産物の平均関税の表がございます。これを見ていただくとわかりますように日本の農産物の平均関税率は、実は非常に低いわけですし、保護関税で保護されているのは、これは誤解です。

なぜかと言いますと、いわゆる先ほど言いましたコメとか乳製品と一部の物が高いだけで、あとは野菜の3%などでわかりますように、もうガタガタに低くなっております。ですから皆さんの体のエネルギーの6割を海外に依存するというような市場開放度がすでに実現しているわけです。

こういうことからしますと、関税の低い品目をかなりの割合でFTAに含めれば、それだけで品目数では9割を満たすことができるわけです。だから問題は、そういう意味で言うと重要品目、貿易額で見なきゃいけないから、貿易額で見た場合に重要品目の割合がどの程度かということが問題になるわけですが、今までの協定におきましても、その割合がそんなに高くなかったわけです。ですから、そういう意味で、かなりの農産物を含んだ協定は可能だったわけであり、実際にそういう形で進みました。

もう一つは、アジア諸国、特にタイなどでそうでしたが、協力と自由化のバランスということのを非常に言いました。協力を、いわゆる支援をたくさん出してくれれば、その分で自由化の面、重要品目についても、ある程度の柔軟性でOKですよと。そういうバランスを取ることができたわけです。

そういう点で見ますと、これまでは実質的に農産物はそれほど問題にはならなかったわけです。メキシコの場合は豚肉でもめましたが、あとの国はタイでも、農産物のほうが早く決まって、実は鉄鋼とか自動車のほうが後まで残ったという実態があります。

そういう意味で今後のインドとかベトナムとかスイスについても、あまり大きな問題が生じる可能性はないと思われます。インドとかベトナムは、まさに協力と自由化のバランスも有効ですし、それからインドやベトナムやスイスは、いわゆる日本に非常に困難をもたらすような関税撤廃が非常に難しい品目の割合は小さいのです。

それから先ほどの図1で見いただきましたが、インドやスイスの関税は100%を超えていたり、平均関税で、スイスも50%を超えているとか、農産物について非常に高い関税を持っていますから、そういう意味で一方的に日本が守勢になるわけではない。

これに対して決定的に異なるのが豪州であり、いま大きな問題提起がされています。生産の効率性から見ましても、豪州の1戸あたりの農家の規模はわが国の2000倍もある。そういう状況で、しかもそういう国が、いわゆる日本は非常に関税撤廃が困難とされている、最後に残された品目の貿易金額に占める割合が50%を超えています。ですから、これを除外すると農産物のカバー率が極端に低くなってしまいますので、その点で今までのような柔軟性が取れない。しかも支援とか協力の対象でもない。

それから、一部の方々は「いや、そんなことはない、規制緩和して自由化して頑張れば日本の農業も勝てるのだから、そうやれば食糧自給率だって最終的に上がるから大丈夫だ、頑張って競争しましょう」と言いますが、土地条件の2000倍の差は、これは誰が考えても競争できる相手ではございません。その点を考えていかないと、あまり極端なことになりますと、実際、規制緩和で強くするはずだったが、その前に日本の農業がかなり大きな打撃を受けて、今の試算でも食糧自給率が3割ぐらいいまで減るとい試算が出ております。今、4割ですね。これでも先進国ではびっくりするほど低いわけですが、これが3割まで減る。

ただ、これでも実は過小推定です。豪州のような国にいろいろなもの、重要な品目を、コメとか乳製品とか砂糖とか牛肉とかを自由化すれば、ほかの競合国、アメリカやニュージーランド、EUなどが黙ってません。オレたちにも同じことをしてくださいと言ってきます。そういうことで、「はい、何とかしましょう」とやっていけば、これはどんどん。それが世界の自由化につながるという意見もあるかもしれませんが、そういうことになると自給率は3割で止まりません。2割、1割に向けて下がることは素人が計算してもわかるような理屈でございます。

だから、そういう状況になってもいいのかということを含めて、我々は豪州とのEPAについては議論しなければならない。これは農家だけの問題ではなくて、日本に農業が必要なのかどうか。なくてもいいのか。ある意味は何なのかということをやはりみんなできちんと議論してから、この話を進めないと、非常に将来、日本の国の将来にとって禍根を残すことにもなりかねないので、今までの手法が通用しないということと、今のような状況を踏まえて、ぜひ国民的な議論をしていただきたいと考えております。

(横田大使)ありがとうございます。私は決して農業だけが問題であると言うつもりはありませんが、あえて議論のためにコメントをさせていただきます。鈴木先生がおっしゃった、これまで農業はEPA交渉にあたって障害ではなかった、実際の貿易が少なかったので90%という数字を達成するための障害となっていないという話ですけれども、疑問に思うのは、要するにいくつかの途上国が日本に対して輸出したいと思っているものは、そもそも高い関税などで守られているから貿易実績がなくて、だから90%という数字を達成する

意味においては無視できるような範囲でしかなかったということとは言えないのかというのが第1点。

それから、私自身いくつかの協定の交渉には携わっておりますけれども、やはり現実には、相手方が要求してくるものは、日本として防戦したいものばかりなのです。これはもちろん農業に限らない話ですけれども、農業以外の物資についても日本がどうしても防戦したいもの、それについて途上国はぜひ、これしかわれわれの生きる糧はない、輸出物品として競争力のあるのはこれしかないといった形で要求してくるわけです。

だから実際に90%というメルクマール、これについても後で荒木先生に伺いたいと思っておりますが、数字合わせをするという意味では確かに障害ではないかもしれないけど、現実問題として交渉の中においては、やはり向こうから要求してきて、それでこっちが応じられないという現実があると思います。この点はいかがでしょうか。

(鈴木教授) その点はおっしゃるとおりだと思います。強い要求があったことは事実ですし、それに対してある意味、先ほどの協力とのバランスというような形での対応を含めて、例えば、特に東南アジア諸国ですと農村の貧困の問題というのが非常に大きな問題ですから、そういう点を解消するために日本として農業協力で何ができるかという点を可能な限り提供することによって、その強い要求に対して、ある意味では別の形になるかもしれませんが、セットになるような形で対応してきたからこそ、ほかの案件よりも農業が結果的には早く終了している。

もし先方が満足していないのであれば、交渉は成立していないわけですから、合意の中で農業が先に決まっているという事実は、その強い要求に対して日本がきちんとある意味、応えたという結果でございます。その意味で、そういうものをきちんと対応する手法は今まではあったし、それが現実に行われていたと解釈できるのではないかと思います。

(横田大使) すべての交渉の具体的事実関係を覚えているわけではないのでよくわかりませんが、農業が先に、必ず決まっているわけじゃないと思います。農業が先に決まった例もあるかもしれないとは思いますが。

協力というスタイル、協力というのは具体的には、例えば日本のODAを使ったりとか、相手の人材育成の面で技術指導してあげるとか、そのような形での協力をやることによって、向こうに与える市場アクセス、向こう側の不満をバランスを取ってもらうという話ですけれども、そのような手法がASEAN、今まで結んできたEPAにとっては可能であったということからすれば、これからまず、まさにオーストラリアを含めて、スイスも全然協力を必要としてないと思いますし、いわば本当にマーケット・アクセス、ピュアな形でのマーケット・アクセスの中でどういうバランスが取れていくかということになってしまうと思われて、そうすると、これからのEPA交渉というのは、新たな問題にも面してくるのではないかと思います。

また、パネリストの中にはうずうずしてらっしゃる方もいるかもしれませんが、ここで、90%という、さっきから出ている数字、これにはGATT、WTO協定上のどういう根拠があ

るのか。日本政府はよく 90%10 年という数字を繰り返していますけれども、そのへんについて荒木先生からコメントをいただければありがたいと思います。

(荒木教授)私も 90%という根拠がどこにあるのかよくわかりませんが、10 年の根拠は確かにあります。10 年間で EPA/FTA あるいは関税同盟というものを結ばよく、それを直ちに完成させなければいけないという義務は実は GATT24 条にはないわけで、10 年間の猶予期間が認められています。10 年間かけて貿易の自由化をしていくのは、ウルグアイ・ラウンドの時に採択されました GATT24 条に関する解釈了解の中にはっきり書いてあります。

実はこの 10 年という期間を明示的に入れろと言ったのは日本でして、当時は日本のポジションは最初に横田大使がご説明なさったように、FTA に対しては非常に厳しくあたるべきだというポジションでしたので、その規律強化の提案の一つとして中間協定が完成すべき時期は 10 年と。ただ、目安とするということですから、10 年で完成していないと絶対にダメかという、実はそうでもなかったりするのですが、一応 10 年を目安とするのは協定の条文に根拠があります。

他方、90%はよくわかりません。というのは、GATT24 条には、サブスタンシャリー・オール・トレード、すべての貿易という言葉しか書いてありませんので、サブスタンシャリー・オールが 90 なのか 85 なのか、95 なのかは別にどこにも書いてないわけです。実はウルグアイ・ラウンドの時に、これを数字で入れようという議論はあったようでして、その時に 90 とか 95 とかいう数字が議論されていたというのはありますが、ただ、どこかで何かがオーソライズされて、90 ならば OK、89 ならダメということが実質的に決まっているわけではないのが私の理解です。

それからもう一つは、90%と言いますが、分子はいいと思いますが分母、いったい何の 90%なのかというのもよくわからないところでありまして、日本政府のポジションは私の理解では、先ほど鈴木先生からもご指摘あったように、貿易量で加重するということですよ。貿易量で加重して、その 90%がカバーされていけばいいということなのですが、それだと横田大使もご指摘のとおり、実際に非常に貿易障壁が高くて禁止的な水準であるので、現実に貿易が行われていない。そういうものについて貿易量で加重してしまうと、いつまでたっても自由化が進まない可能性もあります。

だから、そもそも貿易で加重しないやり方でやる。つまりタリフラインでやるということです。これも鈴木先生の資料で、日本の関税率が低いというのはまさにタリフラインでやっているわけです。これは全然加重してないわけですから、何品目が農産物の品目がある、これを関税分類の 6 桁ベースなり 8 桁ベースなりでダーッと出して、1 品目をそれぞれ、タリフラインと言いますが、関税率表の 1 行を 1 として数えて、その 9 割がカバーされているかどうかという考え方もあるわけです。そこは何もオーソライズされたものがあるわけではない。もちろん WTO における委員会があります、CRTA という地域貿易協定委員会がありますけど、CRTA でそういう数字が目安として決まったということはありません。

それから、紛争解決手続きで何か数字に関する判断が出ているかという、それもありません。GATT24 条について明確な判断をした紛争解決事例は実は 1 件、トルコ繊維事件というものしかありませんが、ここでも上級委員会は別に何%であればいいということは一切言っておりませんので、はっきり言って手ごかりは実はあまりないのが現状だと思います。

ただ、日本政府は自らを律するポジションとして、その加重平均で 90 という数字を、自らに課していると理解するのが正しいのではないかと考えています。

(横田大使) そうすると、日本政府のポジションがあまり強くないということになって、私、困るんですけども、そうすると、もうちょっと元に立ち返って GATT24 条を例に取りますと、サブスタンシャリー・オールという規律を導入した心というか、なぜサブスタンシャリー・オールにしなければならないと言ったのかといったあたりから、少し手ごかりになることが得られないかと思いますが、いかがですか。

(荒木教授) そこも、なぜかというのがなかなか難しいところです。やはりハードルを高くしておこうということが起草者の頭の中にあっただろうということは当然に考えられます。ただ、貿易転換、第 1 部で議論ありました、トレード・ダイバージョンとトレード・クリエーションという話がまずあり、その貿易転換効果が上回らないようにするためにサブスタンシャリー・オールでなければならないとか、そういう議論は多分ないので。

貿易転換、貿易創出という議論が最初に出てきたのは 1950 年にジェイコブ・ヴァイナーという経済学者が言いだしたことなので、GATT の起草者には当然、そういう頭は全くなくて、あまりそういう経済的な分析を踏まえた上でルールを作ったというよりは、何か GATT 第 1 条の例外を作る以上は厳しいハードルを作っておかなければ、より貿易の自由化を進めるようなものでなければいけないという、そういう頭で入れたルールなのだろうということぐらいしか推測はできないのですが。

だから、今の WTO の紛争解決のやり方を見ても、文言主義でありますから、なかなか交渉経緯とか起草者の意図とかにはさかのぼらないので、それが手ごかりになるかどうかというのも、私はちょっとよくわからないところであります。

(横田大使) ありがとうございます。

また、会場のほうからもご質問をいただくために、この問題にあまり長く留まっていられないので、最後の、三つ目のクラスターにいきたいと思います。これは今後を展望してどうすべきか、あるいはどうなるであろうかといった話でございます。

まず、今までの議論を踏まえた上で、日本としては今後どのような地域あるいは国と、EPA 交渉を進めていくべきであろうかという点を中心にやりたいと思います。ビジネス界からは、例えば日米の EPA をやりたいとか、やるべきだという話、また日中という話は昔からあったと思いますが、それに関して経済的な規模など点を踏まえるべきだと思資料の中で 10 番目の図があります。

日本の国・地域別輸出入のグラフがありまして、右側が輸入で左側が輸出でございます。

これを見ておわかりいただけますように、例えばアメリカや中国の話をする場合に、日本の貿易のかなり大きな部分が一挙に、二国間の特別待遇というスタイルになりまして、それなりに非常にインパクトが大きい、これまでとはまったく格段に違うインパクトになるわけです。

さらに二国間だけではなくて、今後さらにアジア全体と、あるいは太平洋地域全体をめぐる EPA をやるべきであるという話がございます。資料の 17 ページにはそこにおける様々な、これまで提唱されている構想が図示されております。

例えば「日中韓 FTA」構想とか、「東アジア自由貿易地域」構想、「東アジア EPA」、さらには「アジア太平洋の自由貿易圏」でありまして、それぞれの中の説明をお読みいただきますと、例えば現在、共同研究が始まっているとか、そういった現状のステイタスが書かれております。

これらにつきまして現在、政府としてはどちらかと申しますと、多層的な、層が重なったような形での EPA を、それぞれのメリットに応じて進めていけばいいという立場を取っております。一方では、そんなことやって本当に、さきほどの話ではないですけど、ごちゃごちゃになってしまわないだろうかといった心配や、さらには、いったいどのような経済効果が生まれてくるのかよくわからないとか、特に極端というか一番大きな例で言えば、APEC 内の自由貿易圏という構想が仮に実現いたしますと、もう世界の GDP の過半数を占める国々の間で、その外にいる人と差別するという意味での自由貿易圏ができてしまう。これはまさに、GATT が第 2 次大戦後生まれてきた、貿易のブロック化に対する反省、この教訓を忘れてしまうようなものではないかといった議論もあります。

このような点も考えまして、今後、どのような EPA 戦略を展開していったらいいかという点、特に、例えば日米や日中について、もし大川さん、コメントがあれば伺いたいと思います。

(大川部会長) 2002 年に日本とシンガポールの EPA が、ASEAN を別にすれば初めて東アジアの空白地帯にできた時から、ほんとにまだ 5 ~ 6 年しか経たない間に、東アジアでもあらゆる国が、EPA に関心を持って進めている。いま大使がお示しになりました資料の後ろのほうにも、相手の各国別の視点ということが非常に強く書かれていますが、そこが重要です。日本からだけ見ているのと、見えない動きが非常に強く出てきておりますし、また、各国の人たちの関心も、この数年間の中でどんどん変わってきていることを実感としても思います。

そういう面での、時間的な速さに驚くわけでありましてけれど、日本としては、今 ASEAN 各国との EPA ができて、これから ASEAN マルチをしっかりとやる。そういう過程で、東アジア経済共同体や、ASEAN + 3 や + 6 という話が出てきていて、これをどのように構成するかが、次の段階として非常に重要だろうと思います。

今の東アジア全体の中でどのように動いていき、誰がどういうことをやろうとしているのかについて、よく見ていかないといけない。例えば、豪州でも中国との交渉が進むとか、

いろいろな動きがあります。今の農業の問題について鈴木先生の提示された問題は非常に大事なところでありますから、こういうことに対しても、いろいろな解決策を進めていかなければいけない。あと米国との問題は、確かに APEC ワイドの EPA という話が出て、今アメリカがアジアに対して強い関心を持ってくるようになりました。

いま一番大きく現実になろうとしているのが、米国と韓国との FTA、この動きもよく見なければならぬと思います。アジアと米国を結ぶということでの日米の EPA ということは重要な意味があると思います。ただ、ここも先ほどのようにまさに農業問題も出てまいります。また、日米については、自由化は既に進んでいるわけで、どういう具体的な中身になるかということがあります。大きな検討課題であろうかと思えます。

そうすると今、いろいろと申し上げましたが、ASEAN をしっかりと固め、そしていくつかの、今までと違う、ASEAN タイプでない国との EPA を進め、そしてその中で ASEAN + 3 とか + 6 という、地域協定に近い形のものに持っていくということ。そして場合によっては米国との EPA をしっかりと研究を早く進めていくことがポイントです。

視点としては、この日本からだけの視点ではなくて、アジア全体の、相手の国から見た立場とか、日本の関与しない EPA についても強い関心を払って、それが日本にどういう影響を及ぼすかということを見ていかなければいけないと、こういうことだろうと思います。(横田大使) ありがとうございます。

鈴木先生、いかがですか。日米など非常に大きな話が出ている中で、それらに対する態度を伺いたいと思います。

(鈴木教授) 日米 EPA はある意味、究極の選択肢ではあるかもしれませんが、今まず、それを現実的に考えるかどうかは、私はやや疑問に思っております。私の立場はある意味、明確でして、先ほど来の私の話からすると、EPA に消極的なのではないかと思われた方もいらっしゃるかもしれませんが、それはまったく逆でして、私は、EPA はある意味非常に重要だと思っております。

なぜかと申しますと、ブロック化の心配というのはありますけども、世界がブロック化してきている以上は、日本もブロックで対抗せざるを得ませんので、戦争は避けなきゃいけません、これは放っておくわけにはいかないというのが現実でございます。

ですから、まず大鷹課長にご紹介いただきましたけども、私は、東アジアに日本とアジアの足場をきちんと固めた上で、米国や欧州との関係を作る、これをしないとアジアが、悪い言葉で言えば、アメリカの食い物にされてしまうことは、これは考えておかないといけないと思います。ですからそういう意味で、困難は排除しても、困難はありますけども、例えば日中との関係は非常に重要で、農産物で豪州とかアメリカとの関係と近いぐらい日中の間には問題があると思いますが、これはその困難を克服して、あるいは日中が ASEAN に対して主導権争いをしているような暇はないと思っております。まず日中が協力してアジアをリードする形で、アジアをまとめていくという姿勢が非常に重要だと思えます。

そういう中で、では現実的にそういう中国も含めたような FTA をどうやるかという時に

は、やはり私は、EUの経験を活用して、どうしてもEPAにはメリット・デメリット、国によってもセクターによっても出ますけども、EUはそれを克服するために、共通のGDPに応じた財源を作って、それを分配する形で調整してきたわけですね。ドイツが一番たくさん拠出して、南欧の国々が受け取る形になりましたけども、それでもEUがまとまることをドイツは選んだわけです。そういう立場を日本がやはりやらなければいけない。そういうことが大事だと思ってます。

ですから農業についても、私は、絶対に農業については重要品目が無理であると言うつもりはございません。今の話で、例えばよく言われるように直接支払いとかいろいろな財源を使って、関税を下げた分を直接支払いで補填できるかどうかは、現実的な問題として考えなければならない。

ただ、いま言われている議論は、関税を全部やめて直接支払いにすればうまくいくといいますが、そんな2兆円も3兆円もの財源を毎年、日本が農業に出せるわけがございません。ですから現実的には、日本の出せる財源はこのぐらいで、その中で、いま現時点でやれる関税削減はこのぐらいだとか、そういう現実的な、現状での現実的なギリギリの部分はどこかを示しながら、困難なところも調整するメカニズムを日本が提案する。

これは農業だけの問題ではなくて、韓国の素材部品産業でも同じだと思います。皆さんご案内のとおり、韓国と日本のFTAは中断しており、表面的には農業の問題で中断していると言われてはいますが、あれは間違いでして、韓国の素材部品産業の打撃に対して、日本から技術協力と基金を造成するのに日本政府が少しでも協力してほしいということがあるのですが、それに対して日本側は完全に拒否を貫いております。これが、韓国が韓国の世論に説明できない理由で進んでおりません。

だからそういう問題もふくめて、いま言った共通財源による補填のシステムを1国だけではなくいくつかの、例えばアジア全域に広げていく中で、日本が主導してそういうものを作り、韓国の素材部品産業にもそうすれば補填が出せるわけですが、そういうシステムの青写真を早く誰かが作って示す。これは、日本が主導してそういうものを示せば、議論のたたき台ができます。今いろいろと東アジア共同体の議論もありますけども、ほとんど具体論に入れないでいますよね。それは、やはりそういう具体的に議論できるたたき台のシステムを提案するかどうかによって、ずいぶん話は変わってくると思います。私はそういうものを、実践的なものを提案することで現実的にギリギリの今どこまでできるかというところで話を前に進めなきゃいけない。そういうふうに思います。

それでまずアジアをきちんと固めた上で、その次にその周辺との関係をどうするかというふうに考えていく。そのためには早く、アジアの中でそういう具体的な議論をしていくことを進めるべきだと思っております。

(荒木教授) ちょっとよろしいですか、すみません。ブロック化とおっしゃったので、ちょっと聞き捨てならないと思ひまして。

私の見解では、世界はまだブロック化しておりません、というかそこまで恐ろしいこと

にはなっていないと思います。確かに EPA / FTA と称するものはたくさんある。スパゲッティボールになっているのかもしれませんが、すべての FTA は WTO と整合的であると、自ら宣言してやっておりますから、一応、WTO の規律は依然として効いているのではないか。ある意味では、お釈迦様の手の上で皆さん、いろいろ EPA というものを結んでいるのであって、全体としての WTO の規律が完全に形骸化してしまって、第 2 次世界大戦直前のようなブロック化ということにはなっていないのではないか。

一例だけ申し上げます。第 1 部で議論になった人の移動、フィリピンから看護師を何人入れるか、あの種の話というのは多分、WTO がなければ、単に看護師の移動に関する協定をフィリピンとの間で結ぶことで済んでいたのではないかと思います。現に昔、アメリカとメキシコとの間で、そういう農業労働者の移動に関する協定を結んだ例がありますから、そういうことはできていた、WTO がなければできていたと思いますが、今 WTO ができてしまったがために、かつその中にサービス協定が入ってしまったがために、あの種の協定を結ぶ、ああいう特別の利益をフィリピンに与えることをやろうと思えば、これは GATS の 5 条で正当化される地域統合協定なのですよと言わざるを得ない部分があるわけです。その意味では、やはり WTO の規律は依然として効いていると私は思います。

逆に WTO があるがゆえに、本来であればわざわざ EPA と言わなくてもいいようなものについても、WTO 整合的な FTA であったり、サービスの地域統合協定であったりと言わざるを得ないという部分もあるのかなと。それが一つ、協定が急増しているふうに見える背景の一つかなという気がしますので、ちょっとブロック化ではないのかなという気がするのの一つです。

あともう 1 点、別のことを申し上げてよろしいですか。東アジア共同体、これは非常に魅力的な提案でありまして、実は私も関与しておりました ASEAN + 3 の FTA を作ろうという、このジョイント・エキスパート・グループもそこから来ているわけです。2001 年に、当時の韓国の金大中大統領が、東アジア・ビジョン・グループを立ち上げまして、そこで東アジア共同体を作ろうと。東アジア共同体のモデルはやはり EU であって、ちょうどフランスとドイツが不戦の誓いをしたというところに、今の EU の発展の基礎があったのと同じように、日中韓がお互い和解をするところがあって初めて東アジアの共同体ができるという、そういう発想です。

その延長線上で、東アジアの FTA を考えることになっているのですが、それはそれで、そういう高邁な理想は私も追求すればよいと思うのですが、ただ、EU と日本、あるいは東アジアは少し状況が違う部分があると思います。つまり、17 ページにいろいろな国の名前が出ていますが、ここで一つ抜けて、チャイニーズ・タイペイはありますが、この経済圏で言うと北朝鮮が完全に抜けておりますよね。

要するに EU では、一応戦争は終わったと。お互いヨーロッパ人同士は絶対に戦争しないんだという強い約束があって、その上に共同体が作れましたが、実は東アジアでは冷戦はまだ終了していない。朝鮮半島は分断されたままでありますし、台湾海峡は依然として

問題なわけでありませう。もちろん中国から見ると、あまり問題はなくて、中国は香港やマカオとはすでに FTA を結んでおりますから、それと同じような形で台湾と FTA を結ぶというのは、それはできるよと中国の人は言うわけですが、それはもちろん、「一つの中国」という原則の下でやろうという話なので、当然、台湾側には受け入れられるような話ではないということですから、なかなかちょっと、その政治的な基盤が EU とは違う気がする。それでも何とかすべきだという理想論はよくわかります。

あともう一つ、鈴木先生からご指摘のあった補填のシステムですが、これも何となく東アジア共同体を言う人の間では、はっきりした形ではないですが認識はされています。ASEAN+3 の FTA のジョイント・エキスパート・グループの報告書の中にも、「補填」とは書いてなく、「協力」という形ですが、明らかに一種の富の再分配があるということはいろいろな形でおわされて書いてあります。それがあがるゆえに、いわゆる CLMV と言われる、経済発展の遅れた諸国も、自由化はやってもいいと。ただ、それに伴うコストは、より進んだ経済の側が負担してくれるんですよという、一種のバーゲニングというかパートナー関係があつて、それで何とか東アジア共同体、ASEAN も含めた東アジア共同体というものができるといふような事案にもなっていますので、確かにそれを明確に「補填」とは、なかなかお金が絡む話なので言えませんが、そういう期待が ASEAN 側に強くあるということは申し上げておきたいと思ひます。

(横田大使) ありがとうございます。それでは、フロアにもうずうずしてらっしゃる方がいらっしゃると思ひるので、ご質問を受けたいと思ひます。第1セッションと同じように所属とお名前をちょうだいして、それから誰に対する質問かという点も明らかにしていただければありがたいと思ひます。どうぞ。

(参加者) とても有益なお話、ありがとうございました。

一つ、大鷹課長にお尋ねしたいのですが、例えば、今フィリピンで、日比 EPA に関して、有害な廃棄物の輸出を促進するのではないかという疑問が非常に強くなっており大きな問題になっているようです。この点について、なぜそのようなことをするのか。いろいろ考えてみますと何か日本が有害な廃棄物を輸出するために二つの手段を考えている。一つは 3R イニシアティブであり、もう一つは二国間の協定である、こういうふうにアジアの NPO などからは言われていますが、なぜそんなことをするのかというのが一つ。

もう一つ、その有害廃棄物の関税撤廃の表は、フィリピンの英文には載っているのに、日本の外務省の翻訳からは削除、省略されている。これは非常に問題で、秘密主義と言うのか、ですから国会でも衆議院では議論にならなかった。

このような2点、大変私は問題だと思ひておりますが、どのようにお考えでしょうか。

(横田大使) この点は私のコーディネーターとしての落ち度でございます、どこかの段階でその点を触れるはずだったのですけれど。大鷹課長どうですか。そのあと、荒木先生からもコメントいただきたいと思ひます。

(参加者) 今の話に関連でフィリピン、昨年10月か、10月冒頭にアジアの環境担当部長

会議みたいなものがあった時に、アジアの方々から、いま言われたような問題があるという依頼があり、その場でも僕らの仲間がそういう問題を提起しました。今フィリピンの話だけですけれども、タイも似たような状態になってますよね。一つの理由として、二国間協定という前提で、相手がそれを言ったので、日本政府は渋々それを飲んだ、という説明を国会答弁でもなさってますよね。参議院の委員会か何かで。あるいは僕らの仲間の質問に対しても、そのような回答をしております。それが事実なのかどうかです。

それから最近、各国の大使館経由で外務省に、日本の、今の言われているような内容について抗議のメールがたくさん届いているはずですけども、そういった事例がいま記憶なさってるかどうかです。

(横田大使) それではその問いについて答えてください。

(大鷹課長) ご指摘いただいた廃棄物の件は、最近いろいろ指摘があるところですけども、そこは率直に申し上げまして一つの誤解があるのかなと私ども考えております。この EPA の交渉をする時の大前提として、環境に関する措置、例えば特にバーゼル条約などが関係してきますけども、そこはまったく妨げない。ちょっと乱暴な言い方をすれば、そういった既存の、あるいは今後出てくる環境上の大事な仕組み、規制というのは、まったくいじらない、あるいはそちらが優先するということを大前提に交渉しております。

これはすべての EPA についてそうです。そのことも協定上も法的にきっちり担保されておまして、環境上の必要な措置というのはまったく妨げられないという趣旨のことは、はっきり法的な条項として書き込まれてございます。ですから、今すでに存在している、あるいはこれからさらに整備され得る環境上の措置は、この EPA によってまったく何も影響を受けないということでございます。

このような誤解が生じてしまった理由は、私も実はよくわからないのですが、いろいろ話をお伺いしております。その中でふと思ったのは、一部の論文、実は政府はまったく関与してないのですが、その中で FTA をそういう廃棄物の輸出のために使うこともできるのではないとか、そういうアイデアを書き込まれた有識者のものがあったとはチラッと聞いてございます。ただ、その論文自体、私どもは何も聞いておりませんし、少数の方の有識者による、自らの責任でのものだと伺っております。

いずれにしても、日本自身は非常に厳しい廃棄物についての法令を整備しております。国内の廃棄物処理法もございまして、あるいはそれに加えてバーゼル条約に基づいて、それを遵守するためにバーゼル条約法も存在しております。当然、それは遵守していきまして、この EPA によってそれは何も影響を受けないということは、縷々申し上げてきているところでございます。

そこは、実はフィリピンの話もございましたので、フィリピンに私どもの政府の一番のトップであります安倍総理大臣が訪問した際にも、このことは極めて明確になるように、向こうの大統領にも申し上げております。日本政府がそういう立場であるということも、機会あるごとに対外的にも言ってきているところでございます。これはフィリピン、タイ、

すべてに通じる話です。

あと、先ほどの質問者がおっしゃってました、相手が言ったので渋々のんだ、うんぬんという経緯があったかどうかですが、廃棄物については基本的に、例えば関税を下げる下げないという交渉、議論をやる中ではまったく触れられません。重要品目、あるいはお互いの厳しいやり取りをやるような話には、基本的になったことはございません。そこは淡々と処理してきたということでございます。

ただ、廃棄物の中にはもちろん有害でないものもございますので、そういったものについて、貿易を阻むようなことにする必要はございませんので、基本的には特に何も、交渉の中には問題になることなく処理されてきているという事実がございます。

(参加者)なぜ省略したんですか。

(大鷹課長)あと抄訳の件、実はあれは抄訳でございまして、全訳ではありません。抄訳をする時のいろいろな決めごとがありまして、特に譲許表というのは非常に長いものなのです。これだけでも大部なものになり、それを端から端まで訳すのはなかなか難しゅうございますので、ある一定の基準を設けて訳し出していく。特に重要なもの、貿易実績がある程度あるものを中心に訳し出していくということを機械的にやってきているところです。そういった中で抄訳を作っているんですけども、その中で廃棄物については訳されていないかったということはあるかもしれません。

(参加者)情報公開しても、情報公開できませんと言っているでしょう、あなた方は。そのコード表を出せないと。

(横田大使)いや、それは出てるのではないのでしょうか。

(参加者)その公開書を、出せて請求があっても、拒否してるでしょう。

(大鷹課長)いえ、英文そのものはもう公開してございます。そこはすべてお見せしております。ただ、それをすべての技術的な文言も含めて訳し出せということであれば、抄訳としております。ただ、元のものすべて公開してございます。

(参加者)本当？

(大鷹課長)はい。

(参加者)では、なぜパーゼル修正条約、修正条項を批准してないのですか。パーゼル条約とおっしゃりましたが、修正条項が大事ですよ。

(大鷹課長)はい、それは私も実は、パーゼル条約そのものの専門家ではございませんので、あまり詳しいことはわかりません。多分、今おっしゃってるのは96年の修正条項のことだと思いますけども、私が承知している範囲では、私もあまり権限を持って言えないものですが、その修正条項自体がその後、発効要件が確か100何か国ということになっていたと思いますが、まだかなり下回っている状況だと伺っております。

(荒木教授)ちょっとよろしいですか。

(横田大使)では荒木先生、お願いします。

(荒木教授)私も実は1月にフィリピン行きまして、この問題について商工省の次官とも

話をしましたし、現地で反対運動をやっている NGO の人たちともいろいろ意見を伺ってきましたが、確かにこの問題、非常にフィリピンのいま国内では大きな問題になり、上院の審議が止まっているのもまさにこの問題で止まっているわけです。私も、日本政府も「誤解だ」とおっしゃるのであれば、その誤解を解くべくいろいろ、日本国民に対してもそうでしょうし、フィリピン国民にも直接わかるような働きかけをいろいろなさったらどうかというふうに思っております。

ただ、譲許表に載ってる載ってないという話と、フィリピン側がそういう、その廃棄物の輸入を止めることができるかどうかというのはまったく別の次元の話なので、そこを、そこだけあまり強調されると、単に「それは誤解ですから」と言われて、そこで議論は終わりになるので、実際に何が問題になるのか、もう少し具体的に議論する必要があるのではないかと思います。

フィリピン側の心配はよくわかるのです。実際に日本は 10 年前にそういうことをやったわけですから。一般廃棄物と称して、いろいろな医療廃棄物、日本国内で処理できないようなゴミをフィリピンに輸出した経験があって、これが非常にフィリピン国内では心配される、またそれをやられるんじゃないかということが言われるようになっている。もちろんもう少し、協定の条文を交渉している段階で、その問題が盛り上がっていれば、ある程度、条文上で対処することもできたのかもしれませんが。

例えば NAFTA とか見ていただくと、NAFTA104 条の例外条項には「パーゼル条約の規定が優先する」とはっきり書いてあります。日本とフィリピンとの間でも、時間さえあればそのような処理もひょっとしたらできたのかもしれませんが、ただ、今でも遅くはないので、日本政府のポリシーをもっとはっきり言うとか、何らかの形でフィリピン側の市民の心配というのを直接に解決できるようなやり方というのは、もう少し何かあるような気がします。

(横田大使) ありがとうございます。それでは私がすでに指名したけど、まだチャンスを与えてない方、ご質問ありましたので。

(参加者) 鈴木先生にお伺いしたいと思います。

問題は農業ですけれども、現在、日本のカロリーベースで 40% という自給率、これを上げるべく農水省は 5 年計画か、10 年計画で、45% にすることを言ってますよね。5% 上がったから、じゃあ自給率が大いに改善したかと言えるかということ、そうは言えないと思うのですが、これは鈴木先生もおっしゃるように、例えばオーストラリアとの格差、2000 倍という格差があればとても無理だということがあるから、仕方がないのかなと思います。

そこで質問ですが、第 1 点目は、オーストラリアとの FTA、EPA、これはオーストラリアが酪農品だとか肉だとか、そういったものを重要品目と認めるとした場合以外は締結できないとお考えでしょうか。

それから第 2 点目は、それにもかかわらず日本の農業は競争力があるということも同時におっしゃってますよね。例えば野菜について、中国の野菜が 100 円のところ日本の野菜

が 158 円していても、日本の消費者は喜んで買う、あるいは同等と見なしている。いや、もっと極端なことを言えば、青森産のニンニクが 1 個 200 円、中国産のニンニクは 5 個 100 円で売ってます。でも、同じように売ってます。ということは、競争力があるのではないか。例えば、コメでさえも、日本のコメのほうをかうんじゃないかということをお私思うのですが、そのへんについていかがお考えでしょうかというのが第 2 点です。

それから第 3 点目、日本の食糧自給率は元々低いですよ。同じように低いものにエネルギーがあります。エネルギーを確保するために、ガルフ諸国との FTA を結ぼうとしている。同じようにオーストラリアも考えられないでしょうか。となると、ちょっと鈴木先生の論理とは矛盾するかもしれませんが、何かいいお考えはないでしょうか。この 3 点でございませぬ。

(横田大使) では鈴木先生、お願いします。

(鈴木教授) はい、大変難しい問題ですが重要なご指摘ありがとうございます。

まず、この交渉が重要品目についてまったく先方が認めてくれないとダメかどうかということについては、私自身は、交渉ですから何らかの現実的な妥協点を、ギリギリのところを探るべきだと考えておりますので、日本側の事情で「困難だ困難だ」と言うだけでは、これはダメだと考えております。

ですから基本的には、一つには、これまでの協定ではほとんどの場合、ご案内のとおり完全除外再協議という場合もございませぬが、一定の低関税の輸入機会の提供という、その相手国だけ認めるような形での決着を図ってきたケースが非常に多くございませぬ。ですからそういうものについての検討の余地は、当然あってしかるべきだと私は考えていますので、まったくピター文、コメ 1 粒みたいな議論ではないし、そういう議論はまた、無理なのではないかと考えております。

そういうギリギリの選択をするためには、協力の対象、支援の対象にはもちろんオーストラリアはなりませんけれども、それと同じような考え方で、何らかの形でオーストラリアにもメリットがあるというか、この件についてギリギリの選択をできるような取引条件、変な言い方ですけども、そういうものをやはり日本が知恵を絞って考えていくことで、そういうギリギリの線が見いだせるわけで、そういうものをやはり工夫しないとイケないと思っております。

それから野菜などでは競争力があるというのは私の資料でも確かにあって、そういうもので日本の、私は「国産プレミアム」と呼んでいますが、かなり重要な要素であって、それによって日本農業生き残れるんじゃないかという議論も一方ではあります。とりあえずオーストラリアのケースについて言いますと、麦はオーストラリアのほうが品質もいい。牛肉も、若干の差はありますが、日本の乳牛からの肉とはほとんど競合している。それから砂糖は元々品質がないとか、乳製品も元々の品質がないとか、そういうふうにご考えていく。おコメはオーストラリアの中粒種は非常に、結構評価高いとご考えますと、野菜で、アジアの野菜とご国産プレミアムがあるという議論は、特にオーストラリアの場合は、値段

も格段に安くて、実は品質も上だというようなことになりますので、そういう議論が成立しない。逆に言えば、それであれば消費者は大変喜ぶのではないかとありますので、そこはどうしてくれるのということになるわけですが、だからそれをある程度、犠牲にしても、日本にそういう、地域の特産とか、北海道や沖縄の砂糖も特産ですけども、含めて、全国に広がる、農村に広がるコメを含めて、そういう農業があることの価値を国民がどう評価するかということになってくると思います。

だから自給率が 45%になるかどうかというのは、私はこのままでは逆の方向に、先ほど言いましたように、限りなく 10%に近づいていく可能性があると思います。最近の経済財政諮問会議等の流れを見ましても、きちんと議論をしなければそういう方向に、いずれにしてもいくのではないかと思いますので、そういうことを踏まえて、そういう自給率でもいいかどうかということ。日本に農業がなくてもいいかどうかということ。それからその場合に、食料によって窒素が例えばどんどん入ってきて、それを循環するところがない中で、今でも相当窒素まみれになっておりますが、そういうことで赤ちゃんが窒息死するというようなところまではいってないけども、病院に運ばれるような状況も実は出てきているわけです。だから、そういう問題も含めて、そういうコストと消費者の利益とのバランスで、どこまでが妥当なのかということ、やはりみんな議論してから進めないといけないと思います。

それからもう一つ、3点目の資源確保の問題は、日本がオーストラリアと FTA を結んだからといって、中国よりも日本に鉄や石炭を優遇してくれるということはありません。今すでにオーストラリアは中国を非常に大事に考えております。ですから日本が EPA を結んだとしても、日本を優先してくれるということはありません。

この点は、私はこの間、オーストラリアまで行って調べてきましたが、たくさんの方にアンケートしまして、これからのオーストラリアの持続的経済発展にとって大事なアジアの国はどこかという、中国、日本といっぱい書いて、それで、「私は日本から来ました、書いてください」と言うと、「オレの彼女、新宿にいるんだよ」とか言いながら、「チャイナ」と。15人聞いたら13人がチャイナ、チャイナ、チャイナで、単独で日本と答えてくれた人は一人しかいませんでした。それをどう評価するかですが、資源を日本に、FTA を結べば必ず優遇してくれるというのは、これは幻想であると思ったほうがいいと思います。以上です。

(横田大使) それでは、最後に、簡単に一つどうぞ。

(参加者) 先ほどの 90%という数字は、今いろいろ議論になっておりすごく興味のある内容としてお聞きしました。ありがとうございます。

大鷹課長にお聞きしたいのですが、外務省でホームページで公表している資料、1の8で、日本政府の交渉体制というものがありますよね。

(大鷹課長) はい。

(参加者) これを見ると、密接に連携プレーを取ってるようにお見受けしますけれども、

先ほどの廃棄物の話で、環境省と経済産業省に聞いても、外務省からそういった連絡は受けてないという、そういう返事なのです。それは本当かどうか、ちょっと疑問ですが、これが1点。

それから今日ここでコーディネートをやっている横田さん、この表を見ると国際経済・貿易何とか担当大使とは入っていないのですが、仕事のほうではどういった仕事なのですか。国民、納税者の一人として非常に気になります。よろしくをお願いします。

(横田大使)では、大鷹課長。

(大鷹課長)経産省、環境省さんが「連絡を受けてない」とお答えになったということですが、私ども、とても密に連絡を取っております。もうほとんど日常的に連絡を取り合っております。環境省も含めまして。そこは私どもも、国内の環境規制を十分踏まえて、彼らとしても当然、それが何らかの影響を受けるということはとうてい受け入れるはずはございませんし、私ども、そこを十分心得ながら神経を配っているつもりでございます。

(横田大使)私は外務省という枠内に入っております。WTO 交渉におきます日本のシニア・オフィシャルの一人として、日本政府を代表しておりますし、それからいくつかの EPA、現在持っているのはベトナムと日 ASEAN、それからスイス、チリが済んだとこですけれども、だいたいそれをやっております。日本政府の代表をしております。

それから最後に、第1セッションにおいて、RTA でカバーされているトレードの範囲はどれくらいかというご質問ありましたけれども、どの程度信頼性があるか別として、ESCAP が作成した資料で、2000 年対 2005 年の推測という数字がありまして、2000 年では世界的に言えば 43.2% だったのが、2005 年には 51.2% に達しているという数字もあります。若干、見つかりましたのでご参考まで。

それでは、時間もだいぶ超過、予定を超過しておりますので、第2セッションはこのへんで終わりにしたいと思います。皆様の活発な参加をありがたく思います。シナリオによりますと、ここで、パネリストに本当はもう一度言いたいことはないかと聞くことになっておりますが、時間の関係で省略させていただきまして、終わりしたいと思います。では司会、お願いします。

(司会)皆様、お疲れ様でした。それでは引き続き、横田大使から閉会の挨拶をお願いいたします。

(横田大使)閉会の挨拶ということもございません。とにかく第2セッションではまた、今後どういう進め方をしていくかということについて、いろいろなご意見をいただいて、私どもも非常に興味深く思った次第です。

特に大川さんと鈴木さんと、両方とも ASEAN に軸足を置くべきであると、要するに足元を固めてからというご意見だったと思いますが、対象は若干ずれているかもしれませんが、そのようなご意見、われわれとしても注意を払っていかねばいけないと思います。

今後の、その他の点を含めまして、今後私どもが行っていきます経済外交におきまして、今日のいろいろなご意見につきまして、それを考えながら進めていきたいと思っております。

れから、今日、後援をいただいた日本経団連にも感謝申し上げたいと思います。皆様、どうも長時間ご参加いただきましてありがとうございました。

(司会)ありがとうございました。以上をもちまして「WTO と EPA」セミナーを終了とさせていただきます。

配付資料の中にアンケートを入れさせていただきました。ぜひ、今後の参考とさせていただきます。と考えておりますので、本日のご感想などご記入のほど、お願いいたします。

なお、本日のセミナーの概要につきましては、外務省ホームページに追って掲載いたしますので、そちらも併せてご覧ください。

どうもありがとうございました。

[了]